

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	県税の賦課徴収等に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木県は、県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・栃木県は県税の賦課徴収等に関する事務において、令和9年1月から県税クラウドサービスを利用した次期税務システムの稼働を予定している。
- ・県税クラウドサービスにおいても、内部による不正利用防止のため、利用者の限定、アクセス権限の設定、システム操作記録の保存、業務端末での電子記録媒体の使用制限等の措置を講じている。
- ・県税クラウドサービスの維持管理業務は外部業者に委託するが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認する。

評価実施機関名

栃木県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和8年8月31日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	県税の賦課徴収等に関する事務
②事務の内容 ※	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）別表（第9条関係）の24の項において、都道府県知事が個人番号を利用することができる事務として「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」と規定される。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条において、「法別表二十四の項の主務省令で定める事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。」と規定される。 栃木県では法令に基づき、特定個人情報ファイルを使用して以下の事務を実施する（評価対象事務の概要は別添1を参照）。 ①課税事務 納税者等からの申告、届出及び申請（以下、「申告等」という。）、国税庁及び他自治体から入手した資料、職員の調査等に基づき、賦課決定、更正・決定、加算金の決定等を行い、本人宛て通知する。 ②減免事務 納税者等からの申請に基づき、申請内容の審査及び承認（または不承認）を行い、本人宛て通知する。 ③収納管理事務 ・納税者等からの申請に基づき、納税証明書を発行する。 ・収納情報を金融機関等を経由して取得し、過誤納金がある場合は還付または充当を行い、本人宛て通知する。 ④収税事務 滞納者に督促等を行い、完納されない場合は職員の調査等に基づき、滞納整理を行う。 ⑤名寄せ管理事務 ・入手または保有する個人番号、4情報（「住所・氏名・生年月日・性別」をいう。以下同じ。）の確認を行う。 ・個人番号及び4情報に基づき、納税者情報の名寄せを行う。 ＜中間サーバにおける事務の内容＞ 中間サーバは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（※）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 （※）セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

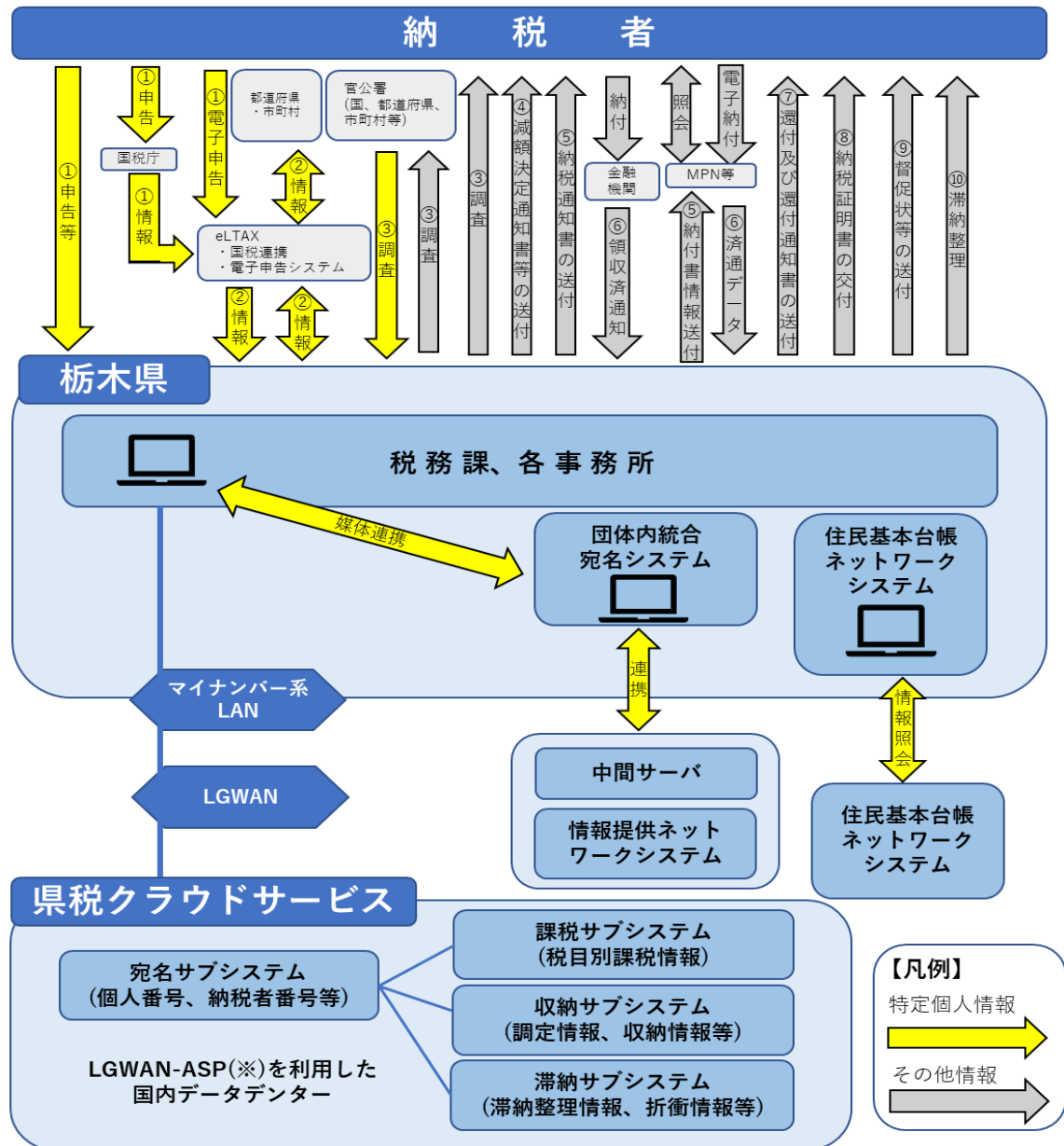
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	県税クラウドサービス(令和9年1月から運用開始予定)
②システムの機能	1 課税機能: 県税を課税する機能 2 収納機能: 県税の収納情報を管理する機能 3 滞納機能: 県税滞納案件を管理する機能 4 あて名機能: 納税義務者情報を管理する機能 5 帳票出力機能: 申告書、納税通知書、納税証明書、内部管理資料等の帳票類を出力する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき平成23年1月から所得税申告書等の電子的データ(以下、「所得税申告書等データ」という。)の送付が国から地方団体へ開始された。 ・国税庁にe-TAXまたは書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(以下、「LGWAN」という。)を通じて送付される。 ・国税連携システムの主な機能は次のとおりである。 ①国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 ②地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。 ③国税・地方団体間の照会・回答業務を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))

システム3	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	以下、住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネット」という。）の都道府県サーバ部分について記載する。 ①本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CS（コミュニケーションサーバ）を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 ②都道府県の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供 都道府県の執行機関による住民基本台帳法（平成25年5月31日法律第28号施行時点。以下、「住基法」という。）に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号、4情報、住民票コードに対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 ③都道府県知事保存本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ④機構保存本人確認情報の照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ⑤本人確認情報の検索 4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイル又は機構保存本人確認情報を検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑥都道府県知事保存本人確認情報の整合性確認 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 （ ）
システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	①宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 ②宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 ③中間サーバ連携機能 中間サーバまたは中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。 中間サーバに対してデータ取得の要求を行い、他団体において個人番号に紐付く情報を取得する機能。 ④既存システム連携機能 既存の業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバ、庁内業務システム（番号制度関連） ）

システム5	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	①符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制限を行う機能。 ⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期間切れの情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6	
①システムの名称	電子申告システム(eLTAX)
②システムの機能	・電子で申告された県税申告書等データがLGWANを通じて送付される。 ・納税者から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、県税申告書等データを受領する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))

3. 特定個人情報ファイル名	
県税クラウドサービスデータファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	番号制度に関する税制上の措置として、税務関係書類(申告書や申請書など)の記載事項に個人番号が追加される。記載された個人番号を県税クラウドサービスで保有することにより個人の特定、名寄せの正確性が向上し、県税の公平・公正な課税及び事務全体の効率化に資する。
②実現が期待されるメリット	・個人番号を利用することで個人の特定、名寄せの正確性が向上し、県税の公平・公正な課税及び事務の効率化が図られるとともに、行政サービスの質の向上(納税証明書交付時間の短縮等)が期待される。 ・県税の減免申請を受ける際、納税者に提供を求める情報を、県が情報提供ネットワークシステム等を通じて入手することにより、納税者負担の軽減が期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の24
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会に係る根拠規定> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「利用特定個人情報の提供に関する命令」という。)第2条の表49の項及び第51条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	栃木県経営管理部税務課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



※LGWAN-ASP

行政専用のセキュアなネットワークであるLGWANを介して行う、各種行政事務サービス又はサービス提供事業者のこと

(備考)

納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、減額等により納付額が課税額より多くなった場合は超過額を還付、納税者からの納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。

- ①納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。
- ②関係機関等から、申告書等及び課税情報の入手を行う。
- ③必要に応じて納税者や申告書等の内容について、調査を行う。
- ④②及び③により決定した減額決定通知書等を送付する。
- ⑤①～③により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。また、マルチペイメントネットワーク(以下「MPN」という)に納付書情報を送付する。
- ⑥納税者が納付書により納付又はMPNにより納付したことについて、領収済通知書又は済通データにより確認する。
- ⑦減額等により納付額が課税額より多くなった場合は、超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。
- ⑧納税者からの納税証明書交付申請書に基づき納税証明書を交付する。
- ⑨納税者からの納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。
- ⑩督促した納税者から納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書を送付し滞納整理を行う。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
県税クラウドサービスデータファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	県税の納税者及び課税調査対象者
その必要性	県税の公平・公正な課税、事務の効率化及び納税者の利便性向上を実現するため、必要な範囲の特定個人情報ファイルを保有する。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
	①個人番号、その他識別情報、5情報 対象者の特定、名寄せを行うために保有する。 ②5情報、連絡先 対象者との連絡、各種通知書等送付のために保有する。 ③国税関係情報 所得税申告書等と突合するために保有する。 ④地方税関係情報 税額の決定・更正等、各種通知書・証明書等作成、滞納整理等を行うために保有する。 ⑤公金受取口座関係情報 個人を対象とする過誤納金の還付を行うために保有する。
	全ての記録項目
⑤保有開始日	令和9年1月1日
⑥事務担当部署	栃木県経営管理部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住基ネット、国税連携システム、電子申告システム)
③入手の時期・頻度		・本人または本人の代理人から申告等を受ける都度 ・国税、地方税に関する情報の閲覧、記録等が必要な都度 ・国税庁、他自治体から所得税申告書等データ等が送付される都度 ・減免要件の確認が必要な都度 ・個人番号、4情報の確認が必要な都度
④入手に係る妥当性		・申告等の情報は、県税の賦課徴収等のために、法令に定められた時期・頻度・方法にて、本人または本人の代理人から提供を受ける。 ・国税、地方税に関する情報は、県税の賦課徴収等のために、法令に基づき、国税庁または他自治体から提供を受ける。なお、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用し行う基準を設け、これに基づき所得税申告書等の電子的データを国税庁から受けている。 ・障害者手帳に関する情報、生活保護受給者情報は、減免要件の確認のために、法令に基づき、情報提供ネットワークシステム等により入手する。 ・本人確認情報は、個人番号の真正性確認等のために、法令に基づき、住基ネットにより入手する。 ・公金受取口座関係情報は、納税義務者から過誤納金に係る還付金の受取口座とする旨の意思表示があった場合に、法令に基づき、情報提供ネットワークシステム等により入手する。
⑤本人への明示		・申告等による情報の入手については、番号法第14条第1項に本人から個人番号の提供を求めることができる旨が規定されるとともに、地方税法その他の地方税に関する法律及び栃木県県税条例等に税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定される。 ・国税、地方税に関する情報の入手については、番号法第19条第10号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(以下、「番号法施行令」という。)第21条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下、「番号法施行規則」という。)第19条、地方税法第72条の59等に国税庁または他自治体から必要な情報を入手できる旨が規定される。 ・障害者手帳に関する情報、生活保護受給者情報及び公金受取口座関係情報の入手については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表49の項及び同命令第51条に規定される。 ・本人確認情報の入手については、住基法第30条の15第1項等に規定される。
⑥使用目的 ※		県税の公平・公正な課税、事務の効率化や納税者の利便性向上を実現するため、特定個人情報を使用する。
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	経営管理部税務課、宇都宮県税事務所、鹿沼県税事務所、真岡県税事務所、栃木県税事務所、矢板県税事務所、大田原県税事務所、安足県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所佐野支所
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		①課税事務 申告等の情報、国税・地方税に関する情報、本人確認情報を使用して、県税の賦課決定、更正・決定、加算金の決定等に係る事務を行う。 ②減免事務 減免申請の情報、障害者手帳に関する情報または生活保護受給者情報を使用して、減免要件の確認を行う。 ③収納管理事務 公金受取口座関係情報を使用して、過誤納金の還付を行う。 ④収税事務 申告等の情報、国税・地方税に関する情報、本人確認情報を使用して、滞納整理に係る事務を行う。 ⑤あて名管理事務 本人確認情報を使用して、入手または保有する個人番号、4情報の確認を行う。
	情報の突合 ※	①課税事務 申告等の情報、国税・地方税に関する情報、本人確認情報、本県保有情報を突合し、県税の賦課決定、更正・決定、加算金の決定等を行う。 ②減免事務 減免申請の情報、障害者手帳に関する情報（または生活保護受給者情報）、本県保有情報を突合し、減免要件の確認を行う。 ③収納管理事務 公金受取口座関係情報、本人確認情報及び本県保有情報を突合し、過誤納金の還付を行う。 ④収税事務 申告等の情報、国税・地方税に関する情報、本人確認情報を使用して、滞納整理に係る事務を行う。 ⑤あて名管理事務 本人確認情報を使用して、入手または保有する個人番号、4情報の確認を行う。
	情報の統計分析 ※	県税クラウドサービスにおいて保有する情報（調定情報・収納情報等）に基づいて各種集計を行う。 ※特定個人情報を用いて、特定の個人に係る統計、分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	県税の賦課決定、更正・決定、加算金の決定、減免申請の承認（不承認）、滞納処分
⑨使用開始日		令和9年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (3) 件
委託事項1		県税クラウドサービスの運用維持管理
①委託内容		県税クラウドサービスの運用維持管理(障害対応、プログラム改修、データ補正等)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	県税の納税義務者及び課税調査対象者
	その妥当性	障害対応やプログラム改修、データ補正等、システムを適切に維持、管理するためには、システムが保有するデータを委託先が把握する必要がある。
③委託先における取扱者数		☐ 50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))
⑤委託先名の確認方法		栃木県ホームページで公表する。
⑥委託先名		株式会社NTTデータ
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に委託先から提出された書面を確認の上、委託先と同様の義務を負い支障がないと判断した場合、再委託を承認する。
	⑨再委託事項	運用維持管理業務における問合せ対応、プログラム改修等

委託事項2～5					
委託事項2		不動産取得税に係る課税情報電子媒体作成業務			
①委託内容		23市町から提供を受けた固定資産税課税情報を基に、不動産取得税の課税に必要な情報の作成を委託する。			
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。			
	その妥当性	23市町の固定資産税課税情報管理委託先であることから、23市町から入手した固定資産税課税情報の範囲で不動産取得税課税情報の作成を委託する。			
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （当該委託先は23市町の固定資産税課税情報管理委託先でもあるため、作成に必要なデータは当該委託先が管理している。そのため、本県から当該委託先へのデータの提供は生じない。）			
⑤委託先名の確認方法		栃木県情報公開条例に基づく開示請求			
⑥委託先名		株式会社TKC			
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない			
	⑧再委託の許諾方法				
	⑨再委託事項				

委託事項3		地方税電子申告支援サービス(国税連携・電子申告)の提供に関する業務委託	
①委託内容		国税庁・他都道府県または納税者から送信された申告書等データの受信及び管理、他都道府県への回送データの送信、国税庁との照会回答業務に係る機能の提供	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性	・国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき所得税申告書等の電子的データの提供を国税庁から受けている。 ・地方公共団体に対して電子申告システムを通じて申告・申請可能な手続について、申告書等の電子的データの提供を納税者から受けている。 ・国と地方団体の事務効率化を図るため、各種照会・回答業務を行う。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (本県から当該委託先へのデータの提供は生じない。)	
⑤委託先名の確認方法		栃木県情報公開条例に基づく開示請求	
⑥委託先名		株式会社TKC	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている（ 2 ）件 ☐ 移転を行っている（ ）件 ☐ 行っていない	
提供先1	都道府県	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、番号法施行令第21条及び第22条	
②提供先における用途	個人事業税の賦課徴収	
③提供する情報	本県で賦課しない者に係る所得税申告書等データ	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本県で賦課しない所得税申告者等	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他（ 国税連携システム（LGWAN及び地方税ポータルセンタ経由） ）	
⑦時期・頻度	該当するデータがあった場合、随時。	
提供先2～5		
提供先2	国税庁 等	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、番号法施行令第21条及び第22条	
②提供先における用途	対象者に係る事務執行	
③提供する情報	個人番号、4情報、地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	照会等を受けた対象者	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [] その他（ ）	
⑦時期・頻度	照会等を受けた都度、随時。	

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		<県税クラウドサービスにおける措置> ①県税クラウドサービスのデータはデータセンター内に設置され、委託業者の認定するデータセンターを保守する業者により24時間365日運用監視する。 ②データセンター内は、全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバー室入り口扉では生体認証を採用する。 ③データセンター内の全ての機器はラックに搭載され、ラックは常時施錠する。 ④サーバー室等への入退室をする際は、データの漏えい防止のため、電子記録媒体や携帯電話等の不要な機器の持ち込みは禁止する。 ⑤バックアップデータは、バックアップセンターにて当該システムの担当者のみアクセスできるサーバーに保管し、データセンターと同等のセキュリティとする。 ⑥業務端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行う。 ⑦電子記録媒体については、利用時以外は施錠できる保管庫に保管する。 <委託先業者(国税連携システム・電子申告システム(eLTAX))における措置> ・国税連携システム受信サーバ、電子申告システム受信サーバ及び電子記録媒体は、生体認証等による入退室管理を行う部屋に設置する。部屋の入退出は、委託先業者のデータセンタの長の許可を得た者に限定する。 ・国税連携システム受信サーバ及び電子申告システム受信サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップは遠隔地にある別拠点のサーバのデータベース内に保存される。											
	②保管期間	<選択肢> <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr> </table> [6年以上10年未満]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
	その妥当性	地方税法第17条の5の規定に基づき、7年間保管する。ただし、未納の納税者に係る情報については、上記の期間に関わらず保管する必要がある。											
③消去方法		<栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置> ・県税クラウドサービスにおいては、保管期間を過ぎたデータはシステムから消去している。 ・電子記録媒体は、保管期間経過後、保存された情報が読み出しできないようフォーマットした上で、職員立ち会いの下、外部業者により物理的に破砕処理することで完全に消去する。 ・リース期間を経過した業務端末については、保存された情報が読み出しできないよう、フォーマットした上で、職員立ち会いの下、物理的に破砕処理することで完全に消去する。 ・申告書等の紙媒体は、保管期間経過後、外部業者による裁断溶解処理を行う。 ・国税連携システム及び電子申告システムにおける特定個人情報の消去は操作手引書で定められた手順により、本県の権限がある職員が実施するため、委託先業者が消去することはない。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。											
7. 備考													

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

①共通番号ファイル

納税者番号、基本情報履歴連番、共通番号、支店番号、人格区分、氏名名称、通称名、アルファベット氏名、旧氏名、氏名名称カナ、通称名カナ、アルファベット氏名カナ、旧氏名カナ、市町村コード、住所、開始年月日、照会年月日、性別、一括照会フラグ、一括照会状態、真正性確認年月日、真正性確認状態、共通番号取得源、外字情報氏名外字数、外字情報住所外字数、外字情報旧氏外字数、登録年月日、登録事務所コード、登録税目コード、登録事由コード、異動年月日、異動事務所コード、異動税目コード、異動事由コード、統合宛名番号、統合宛名連携年月日、統合宛名連携区分、メモ、ユーザID、生存状況、外部IF特定キー、外部IF税目コード、外部IF事務所コード、共通番号ハッシュ値

②国税申告ファイル

国税データ連番、事務所コード、局署番号、整理番号、利用者識別番号、提出年月日、異動事由、取込区分、異動年月日、課税年度、申告区分、営業等収入金額、他事業収入金額、不動産収入金額、総合譲渡短期収入金額、総合譲渡長期収入金額、一時収入金額、営業等所得金額、他事業所得金額、不動産所得金額、利子所得金額、配当所得金額、給与所得金額、雑所得(その他)、総合譲渡一時、総合課税所得金額、分離課税所得金額、総合譲渡一時所得金額、総所得金額、合計所得金額、合計所得控除額、前営業所得金額、前不動産所得金額、前農業所得金額、前雑所得金額、前総合譲渡一時、申告納税額、専従者給与控除額、青色申告特別控除額、繰越損失控除額、障害者控除額、寡婦・寡夫控除額、非課税所得等番号、非課税所得等所得金額、不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額、事業用資産譲渡損失額、他都道府県事務所等区分、台帳番号、一連番号、バッチ番号、バッチ内一連番号、受信日付、ファイル名、郵便番号、市町村コード、住所、住所カナ、1月1日住所、屋号、屋号カナ、氏名、氏名カナ、生年月日、職業、青白区分、市外局番、市内局番、加入者番号、開業年月日、廃業年月日、正確事実発生日、障害者氏名、イメージファイル格納場所、開始・廃止の区分(区分コード)、損失区分(区分コード)、損失区分(区分名)、上の(26)に対する税額又は第三表の(86)、専従者給与(控除)額合計、申告書第二_住所以外の事業所所在地、申告書第二_源泉徴収所得の種類1、申告書第二_所得の生ずる場所1、申告書第二_支払者の氏名1、申告書第二_収入金額1、申告書第二_源泉徴収所得の種類2、申告書第二_所得の生ずる場所2、申告書第二_支払者の氏名2、申告書第二_収入金額2、申告書第二_源泉徴収所得の種類3、申告書第二_所得の生ずる場所3、申告書第二_支払者の氏名3、申告書第二_収入金額3、申告書第二_源泉徴収所得の種類4、申告書第二_所得の生ずる場所4、申告書第二_支払者の氏名4、申告書第二_収入金額4、申告書第二_源泉徴収所得の種類5、申告書第二_所得の生ずる場所5、申告書第二_支払者の氏名5、申告書第二_収入金額5、申告書第二_源泉徴収所得の種類6、申告書第二_所得の生ずる場所6、申告書第二_支払者の氏名6、申告書第二_収入金額6、申告書第二_次葉合計金額、申告書第二_専従者給与(控除)額の合計額、申告書第二_専従者給与(控除)内訳1、申告書第二_専従者給与(控除)内訳2、申告書第二_専従者給与(控除)内訳3、申告書第二_雑所得等所得の種類1、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所1、申告書第二_雑所得等所得の金額1、申告書第二_雑所得等所得の種類2、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所2、申告書第二_雑所得等所得の金額2、申告書第二_雑所得等所得の種類3、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所3、申告書第二_雑所得等所得の金額3、申告書第二_雑所得等所得の種類4、申告書第二_雑所得等所得の生ずる場所4、申告書第二_雑所得等所得の金額4、申告書第二_特例適用条文等、申告書第二_損益通算特例適用前不動産所得、事業所読み、事業所名称、事業所郵便番号(上3桁)、事業所郵便番号(下4桁)、事業所住所、事業所屋号、事業所電話番号(市外局番)、事業所電話番号(市内局番)、事業所電話番号(加入者番号)、登録済区分、関連番号

③不動産納税者予定ファイル

一括取込番号、納税者連番、納税者番号、納税者区分、人格区分、法人格コード、法人格前後コード、氏名名称カナ、氏名名称、支店営業所名、納税者住所コード、納税者郵便番号、納税者住所、納税者番地、納税者方書、電話番号、携帯電話番号、持分分子、持分分母、納税者失格区分、宅建業者区分、名寄せ項目エラー有無、名寄せ結果、エラー状態区分、関連番号

④賦課予定ファイル

国税番号、課税番号、事務所コード、事業年、課税すべき年度、課税年度、申告処理区分、異動年月日、国税異動事由、処理年月日、決議年月日、納期選択区分、1期納期限、2期納期限、調定額、1期調定額、2期調定額、局署番号、利用者識別番号、主業種区分、国税業種大分類、国税業種小分類、青白区分、所得税区分、配偶者区分、帳票出力区分、分割区分、分割総数、分割本県分数、税額算出区分、措置法適用区分、処理区分1、処理区分2、処理区分3、業種区分1、業種区分2、業種区分3、職業1、職業2、職業3、収入金額1、収入金額2、収入金額3、所得金額1、所得金額2、所得金額3、青色申告特別控除額1、青色申告特別控除額2、青色申告特別控除額3、非課税区分1、非課税区分2、非課税区分3、非課税額1、非課税額2、非課税額3、業種税率1、業種税率2、業種税率3、業種別課税標準総額1、業種別課税標準総額2、業種別課税標準総額3、業種別課税標準本県分1、業種別課税標準本県分2、業種別課税標準本県分3、業種別税額1、業種別税額2、業種別税額3、課税標準総額、課税標準本県分、事業月数、事業主控除額、事業専従者数、事業専従者控除額、旧非課税特例控除額、損失繰越控除額、被災損失繰越控除額、資産譲渡損失控除額、譲渡損失繰越控除額、外国所得控除額、所得税算入額区分、所得税算入額、所得税専従者数、所得税専従者控除額、社会保険収入金額、社会保険所得金額、自由診療所得金額、総所得金額、減免区分、減免額、国税新規、納税者番号、郵便番号、市町村コード、住所、住所カナ、屋号、屋号カナ、氏名、氏名カナ、生年月日、市外局番、市内局番、加入者番号、開業年月日、廃業年月日、管轄外区分、名寄せ有区分、県税業種無区分、兼業有区分、医業業種区分、不動産有区分、エラー状態区分、臨戸調査区分、課免等対象課税標準額、イメージファイル格納場所、付箋1、付箋2、付箋3、関連番号、身元確認区分、番号確認区分、その他控除額、ユーザID

⑤納税者ファイル

納税者番号、納税者履歴連番、共通番号、人格区分、法人格コード、法人格前後コード、氏名名称、支店営業所名、氏名名称カナ、住所コード、郵便番号、住所、番地、方書、カスタマバーコード、検索用氏名名称、検索用支店営業所名、検索用氏名名称カナ、名寄せ用住所、名寄せ用番地、名寄せ用方書、名寄せ用氏名名称、名寄せ用住所所在地、電話番号、携帯電話番号、FAX番号、メールアドレス、開始年月日、終了年月日、注意喚起区分、名寄せ可否区分、納税者メモ、登録年月日、登録事務所コード、登録税目コード、登録事由コード、異動年月日、異動事務所コード、異動税目コード、異動事由コード、ユーザID、個人情報非開示、本店納税者番号、居所区分、税理士コード

⑥非開示納税者ファイル

納税者番号、納税者履歴連番、共通番号、人格区分、法人格コード、法人格前後コード、氏名名称、支店営業所名、氏名名称カナ、住所コード、郵便番号、住所、番地、方書、カスタマバーコード、検索用氏名名称、検索用支店営業所名、検索用氏名名称カナ、名寄せ用住所、名寄せ用番地、名寄せ用方書、名寄せ用氏名名称、名寄せ用住所所在地、電話番号、携帯電話番号、FAX番号、メールアドレス、開始年月日、終了年月日、注意喚起区分、名寄せ可否区分、納税者メモ、登録年月日、登録事務所コード、登録税目コード、登録事由コード、異動年月日、異動事務所コード、異動税目コード、異動事由コード、ユーザID、個人情報非開示、本店納税者番号、居所区分、税理士コード

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
県税クラウドサービスデータファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	①本人または本人代理人からの入手 対象者本人（または代理人）が提出する申告書等は、地方税法等に基づき、対象者の情報を記載して提出するものであり、基本的に当該申告書等から対象者以外の情報は入手できない。なお、対象者本人（または代理人）から申告書等の提出を受ける際、記載内容を確認し、対象者本人以外の情報が記載されていないか確認を行う。 ②国税庁、他自治体、他部署からの入手 ・書面等による入手 国税庁または他自治体から提供を受ける情報は、番号法等において限定されており、法令で定める場合以外の入手は行わない。 ・国税連携システムによる入手 国税連携システムは、地方税ポータルシステムを通じて国税庁及び他自治体のみと接続しており、国税庁及び他自治体から送信される情報以外は入手できない。なお、入手した情報のうち、課税権を有しない者の所得税申告書等については、速やかに課税権を有する都道府県に回送を行う。 ・住基ネットによる入手 本人確認情報は、住基法の規定により事務処理に必要な者以外の情報は入手できない。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	①本人または本人代理人からの入手 対象者本人（または代理人）が提出する申告書等は、法令に規定された様式であることから、基本的に必要な情報以外は入手できない。なお、対象者本人（または代理人）から申告書等の提出を受ける際、記載内容を確認し、不必要な情報が記載されていないか確認を行う。 ②国税庁、他自治体、他部署からの入手 ・書面等による入手 国税庁及び他自治体からは法令に定められた情報しか提供されないため、必要な情報以外は入手できない。 ・国税連携システムによる入手 国税連携に係るインターフェース仕様（レコードレイアウト等）に基づき、国税庁または他自治体からデータ送信されるため、必要な情報以外は入手できない。 ・住基ネットによる入手 入手可能な情報はシステムの機能により本人確認情報に限定されるため、必要な情報以外は入手できない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	①本人または本人代理人からの入手 法令の規定（手続き・様式等）に基づいて、対象者本人（または代理人）から提出を受ける。 ②国税庁、他自治体、他部署からの入手 ・書面等による入手 国税庁または他自治体は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供をする。 ・国税連携システムによる入手 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から委託先業者まで及び委託先業者から本県までは行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用することで安全を担保するとともに、国税連携受信サーバにおいて、決められた必要な情報しか提供を受け付けないように、システムで制御する。 ・住基ネットによる入手 通信を暗号化するとともに、システム専用端末において、生体認証方式等を導入することにより、入手可能な職員を制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク		

入手の際の本人確認の措置の内容	①本人または本人の代理人からの入手 ・本人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと身分証明書等の提示を受け、これらに記録されている4情報及び顔写真等を確認する方法により行う。 ・本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第6条等の規定に基づき、戸籍謄本等の提示を受けて代理権を確認するとともに、代理人の個人番号カード、身分証明書等の提示を受け、これらに記録されている4情報及び顔写真等を確認する方法により行う。 ②国税庁、他自治体、他部署からの入手 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(入手元における本人確認の方法は①と同様である)。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・①本人または本人の代理人からの入手 ・本人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第3条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カード等の提示を受けて確認するほか、県税クラウドサービス等で保有する情報を確認する方法により行う。 ・本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第9条等の規定に基づき、本人の個人番号カード(またはその写し)等の提示を受けて確認するほか、県税クラウドサービス等で保有する情報を確認する方法により行う。 ②国税庁、他自治体、他部署からの入手 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(入手元における本人確認の方法は①と同様である)。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	①本人または本人の代理人からの入手 地方税法等に基づいて本県に提出された申告書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。なお、県税クラウドサービスでは、申告書等に記載された情報を保有するが、対象者から申告等がある都度、保有する情報(個人番号・4情報等)を確認するとともに、情報の正確性に疑義が生じた場合、住基ネットによる確認や対象者への聞き取り等を行い、適宜修正することで、情報の正確性を確保する。 ②国税庁、他自治体、他部署からの入手 正確性の確保については、特定個人情報の入手元に委ねられる。なお、国税連携システムにより入手する所得税申告書等については、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行い、修正された情報が国税庁から送信される。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	①本人または本人の代理人からの入手 県税事務所等に来所して提出する場合、窓口で対面にて収受する。また、郵送の場合、必ず郵便または信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れがないよう、十分に確認の上、県税事務所等に送付する旨を、本県ホームページ等にて案内する。 ②国税庁、他自治体、他部署からの入手 ・書面等による入手 他官庁等に出向いて入手する場合、窓口で対面にて収受し記録する。他官庁の職員等が県税事務所等に来所して提出する場合、窓口で対面にて収受し記録する。また、郵送の場合、必ず郵便または信書便を利用するように伝え、収受後記録する。 ・国税連携システムによる入手 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から委託先業者まで及び委託先業者から本県までは行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用するとともに、ファイアウォールを設置して通信制御を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムによる入手 通信を暗号化するとともに、システム専用端末において生体認証等による認証を行う。また、本人確認情報を照会した場合は業務端末使用簿、照会結果を印刷した場合は帳票管理簿にその記録を残す。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 —		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	利用者毎にアクセス権限を設定し、事務に必要な範囲の特定個人情報のみにアクセスできるよう制御している。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	県税クラウドサービスにおいて、個人番号を含めてシステムで保有する情報は、事務に必要な情報に限定されている。また、県税クラウドサービスは、他のシステムとネットワーク接続していないため、事務に必要な情報と紐付けされない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・県税クラウドサービスの利用に使用する端末へのログインにあたっては、ユーザーID、パスワードによるログイン認証及び指静脈認証による二要素認証によりアクセス制御を行う。 ・県税クラウドサービスへのアクセスにあたっては、ユーザーID、パスワードによるログイン認証及び端末にクライアント証明書をインストールすることによりアクセス制御を行う。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限は、毎年度各所属毎に職員数及び職員の担当業務を勘案して情報セキュリティ管理者(税務課長、税事務所長)の決裁を経て、権限の設定、管理を行う。 ・当該職員が異動や退職等をした場合は、直ちに認証情報の削除を行う。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・毎年度、職員の担当業務に応じて必要最小限のアクセス権限を設定し、管理する。年度途中で権限の変更申請があった場合は、その都度、担当業務に応じて権限を変更し、変更履歴も記録する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・県税クラウドサービスにおいては、利用ユーザーID、利用日時等をアクセス記録としてログ管理し、保管するとともに、不正なアクセスや事故等が発生した場合、直ちにログ分析を行う。また、個人番号利用画面については、個人番号を特定した検索、表示及び更新等の証跡ログの分析を定期的実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・業務端末では、電子記録媒体のアクセス制御及びログ取得を行う。また、電子記録媒体は、行政改革ICT推進課が所有する媒体に限定するとともに、記録媒体管理簿を作成し媒体の管理を行う。 ・各種会議(所長会議等)の場で、事務外利用の禁止、情報漏えい防止等の情報セキュリティに関する指導を行う。 ・新たに税務職員になった者に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティについて記載したテキストを作成・配付の上、指導を行う。 ・年1回、全税務職員を対象に県税クラウドサービス等のセキュリティに関する自己点検を実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・県税クラウドサービスにおいては、本県は委託元となるが、利用者の立場となるため、データベースへのアクセス権がなく、ファイルの複製はできない。 ・委託先には契約で個人情報の保護を明示するとともに、県の承諾を得ずに複製することを禁止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

リスクへの対策は十分か	リスクの発生 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	国税連携システムを利用して国税庁及び他都道府県へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日時、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録する（記録の保存期間は最大730日）。なお、当該記録については、月1回担当職員が内容の点検を実施する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・国税連携システムを利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行う。なお、提供処理を行う際は、管理者が提供するデータと提供先を確認し、承認を行う。 ・国税連携システムを利用した特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・国税連携システムで提供する特定個人情報について、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 ・国税庁及び他都道府県との連携については、LGWANを用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・国税連携システムで提供する特定個人情報について、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 ・国税庁及び他都道府県との連携については、LGWANを用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置> 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、関係職員に規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第16号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置> 入手した特定個人情報について、申請等の情報または県税クラウドサービスの保有情報と突合を行い、正確性の確認を行う。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			

リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<県税クラウドサービス及び文書における措置> ・サーバ及び周辺機器を設置しているマシン室は、施錠管理、ICカードと暗証番号による入退室管理をしている。 ・マシン室には、監視カメラが設置されており、サーバを格納しているラックも施錠管理している。また、マシン室は、免震構造になっており、サーバを格納しているラックも耐震措置を施している。 ・サーバ及び周辺機器には予備電源を設置している。 ・文書については、パーテーションや受付棚等によって、物理的に外部から手の届かない場所に保管している。事務処理後は、施錠管理した書庫で保管している。 ・業務端末はディスプレイに表示される情報が来庁者から見えないように措置する。また、業務端末を設置した執務室は施錠管理及び警備を行う。 <委託先業者(国税連携システム・電子申告システム(eLTAX))における措置> ・国税連携システム受信サーバ、電子申告システム受信サーバ及び電子記録媒体の設置(保管)場所は、生体認証等による入退室管理、監視カメラや無停電電源装置の設置、室温管理、免震措置等の対策を講じている。 ・機器の故障時は、委託先業者が迅速に復旧作業を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<県税クラウドサービスにおける措置> ・県税クラウドサービスへのアクセスはユーザIDとパスワードによる認証が必要。 ・県税クラウドサービスで利用する庁内ネットワークは、ファイアウォールにより外部からの不正アクセスはできない仕組みになっている。 ・県税クラウドサービスが稼働するサーバが設置されているデータセンタと庁内ネットワークはLGWAN回線で接続され、ファイアウォールで保護されている。 ・業務端末にはウィルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウィルスパターンファイルの更新を行っている。 <委託先業者(国税連携システム・電子申告システム(eLTAX))における措置> ・業務端末はウィルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウィルスパターンファイルを更新するとともに、電子記録媒体のアクセス制御及びログ取得を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		◆その1(覚知日:令和4年7月20日) 森林簿に係る個人情報(森林所有者の氏名及び住所1,786人分)を誤って県ホームページ(オープンデータ・ベリーとちぎ)に掲載し、令和3年12月6日(掲載日)から令和4年7月20日(覚知日)まで不特定多数の者が閲覧可能な状態となっていた。 事実判明後、速やかに当該データの公開を停止し、ホームページ上で利用者に対してダウンロードしたデータの削除を呼びかけるとともに、対象となる森林所有者に対して謝罪を行った。 ◆その2(覚知日:令和5年5月1日) 令和5年5月に実施された会計実地検査の検査項目内容について、各市町教育委員会等関係機関宛てメールにて送付したところ、検査項目内容の一部に、教員の個人情報(氏名、傷病等)が含まれていた。 事実判明後被害者4名のうち2名を訪問し、通知文を手交の上、謝罪を行った。(死亡及び所在不明者2名を除く。) ◆その3(覚知日:令和5年6月1日) 新型コロナウイルス感染症に係る入院通知書の郵送に際し、誤って本来送付すべき医療機関とは異なる医療機関に送付してしまった。 事実判明後、本人へ説明及び謝罪し、通知を発出した。 ◆その4(覚知日:令和5年7月4日) 特別児童扶養手当の申請に必要な「特別児童扶養手当認定診断書」を県内自治体Aに送付すべきところ、誤って県内自治体Bに送付してしまった。 事実判明後、当該診断書の対象児童の母に電話にて状況説明及び謝罪を行った。 ◆その5(覚知日:令和5年7月10日) 受託者が県に送付すべき結核患者の入院医療に係る帳票等を、誤って県内の別の自治体へ送付してしまった。 事実判明後、訪問して関係文書の誤配について説明、謝罪し、お詫びの文書を手渡した。 ◆その6(覚知日:令和5年8月3日) 県から他県のA社健康保険組合宛て郵送(普通郵便)した難病の特定医療費対象者に係る連絡票(1名分)について、同組合に書類が届かず、所在不明となってしまった。 事実判明後、本人の母への説明と謝罪を行った。
	再発防止策の内容	◆その1 ・ホームページ公開用のデータ作成時の個人情報削除漏れが一因であることから、個人情報削除の方法を見直した。 ・チェックシートを用いて、個人情報が確実に削除されていることを複数人で確認することとした。 ◆その2 ・文書を送付する際は、個人情報が含まれていないか複数体制でチェックを行い、情報セキュリティ管理者等に許可を得た上で送信することを課内に周知徹底した。 ・他の行政機関等に個人情報を提供する際には、必要に応じ、個人情報にあたる部分を削除、又は書換えたうえで提供するよう措置を講ずることとした。 ◆その3 ・チェック体制を再確認し発送作業手順を改善した。 ◆その4 ・所内全体会議で事案発生を報告するとともに、個人情報の重要性和とて続けに事案が発生している状況を職員全員が真摯に受け止め、誰にでも起こり得る問題であると再度強く認識するよう所長訓示を行った。 ・決裁者は、起案文書の突合事務等について確実な実践を再認識することとした。 ・事前に作成する診断予定簿及び診察後の起案文書に児童の住所を新たに設けて、確実な確認行為を行い、さらに各様式に主担当、副担当の確認欄を設けてダブルチェックが実践される体制を確立することとした。 ・所内の類似の業務を洗い出し、当業務と同様のダブルチェック体制を徹底することとした。

		◆その5 ・請求関係帳票等を発送するための業務処理を行う職員は、発送物を所定の場所に配置する際はペーリングにより配置することとした。 ・公費実施機関単位に請求関係帳票等に添付された「請求関係等送付内訳書(様式第35号)」と「宛名ラベル(送り状)」の公費実施機関番号確認の際は、「宛名ラベル(送り状)」には実施機関番号が法別番号の2桁のみの印字のため、公費実施機関番号全8桁を確実に照合確認できるよう、別表を作成し梱包前に公費実施機関番号全8桁の目視確認を実施することとした。 ◆その6 ・引き続き送付時にはダブルチェックを実施することとした。
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の特定個人情報と生存者の特定個人情報と分けて保管していないため、生存者の特定個人情報と同様の安全管理措置を講じる。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報that古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・地方税法等に基づいて本県に提出された申告書等は、修正申告書等が提出された場合でも、保存期間まで常に原本として保管する必要があるため、特定個人情報を古いまま保管することとなる。 ・県税クラウドサービスでは、対象者から申告等がある都度、保有する情報(個人番号・4情報等)を確認するとともに、情報の正確性に疑義が生じた場合、住基ネットによる確認や対象者への聞き取り等を行い、適宜情報を修正する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・県税クラウドサービスの運用管理委託業者に対しては、契約事項において、必要な範囲での情報の収集、目的外利用の禁止、無断での複写禁止を定めるとともに、委託業務のために提供された個人情報については、契約終了後直ちに栃木県へ返還することとされている。 ・電子記録媒体については記録媒体管理台帳で管理しており、処分に際しては復元及び判読が不可能となるよう破砕処理を行っている。 ・リース期間を経過した業務端末については、保存された情報が読み出しできないよう、フォーマットした上で、職員立ち会いの下、物理的に破砕処理することで完全に消去する。なお、契約先にはデータ消去に係る証明書を提出させる。 ・保管期間を経過した申告書等の紙媒体については、外部業者が職員立会いのもと庁舎内にて裁断を行った上で搬出し、溶解処理を行う。なお、保管文章台帳等にその記録を残す。 ・国税連携システム及び電子申告システムの削除対象データについては、システム管理者から許可を得た税務課職員が課内の国税連携システム・電子申告システム端末から削除対象を指定することで消去することとし、システム管理者から許可を得ていない職員が誤って消去することのないようにしている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	<栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置> ・情報セキュリティポリシーに基づき、年1回、情報セキュリティ対策自己点検を実施する。 ・個人情報等の取扱いに関する規程に基づき、年1回、個人情報等の適正な取扱いに関する自己点検を実施する。 ・評価書の記載内容については、職員が運用状況を確認し、点検結果を踏まえ運用の問題点を改善する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な内容	<栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置> 自己点検の結果に基づき、評価書について以下の観点により内部監査を実施する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 監査結果を踏まえ、体制や規定を改善する。 <委託先業者(国税連携システム・電子申告システム(eLTAX))における措置> 毎年度、委託先業者が情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な方法	<栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置> ・各種会議(所長会議等)の場で、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行う。 ・新たに税務職員になった者に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティについて記載したテキストを作成・配付の上、指導を行う。 ・年1回、全税務職員を対象に県税クラウドサービス等のセキュリティに関する自己点検を実施する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <情報セキュリティ・個人情報関係(全体)> ・新規採用時に情報セキュリティに関する研修を実施している。 ・特定個人情報の適正な取扱いに関する年間の研修計画を策定し、事務取扱担当者、保護責任者等を対象とした研修を実施している(講義形式、演習形式、eラーニング等)。 ・未受講者に対しては、別途研修を企画し、受講の機会を確保している。	
3. その他のリスク対策		

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜特定個人情報の取扱いについての検証・見直し＞

- ・自己点検・監査の結果を基に、特定個人情報を取り扱う上で適切なリスク対策が講じられているか検証する。
- ・検証の結果、状況の変化等により評価書の内容や特定個人情報の取扱いについて変更する必要がある場合には、特定個人情報保護評価の再実施又は評価書の修正を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて見直しを行い、取扱事務の運用に反映させる。

＜特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応（全体）＞

- ・インシデント対応所属が、流出した情報の回収、情報の流出経路の特定、原因究明及び原因への対応等を行う。
- ・行政改革ICT推進課が、個人情報保護委員会への報告を行う。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館10階 栃木県経営管理部税務課 企画担当（Tel028-623-2101）
②請求方法	来庁、郵送、電子申請のいずれかの方法による請求
特記事項	県ホームページに様式・記載例等を掲載
③手数料等	[有料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 【手数料額】 保有個人情報を出力した用紙1枚(面)につき10円 (手数料額、納付方法: (※郵送により交付を受ける場合は、上記費用と併せて郵送料)) 【納付方法】 窓口での現金納付または郵送による現金納付
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	自動車税(環境性能割・種別割)の賦課事務、個人事業税の賦課事務、不動産取得税の賦課事務、鉦区税の賦課事務、軽油引取税の賦課事務等、県たばこ税の賦課事務、収納管理に関する事務、収税に関する用務
公表場所	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館2階 栃木県民プラザ室
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館10階 栃木県経営管理部税務課 税務電算担当（Tel028-623-2793）
②対応方法	問合せの内容について受付票を作成、対応について記録する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年7月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	栃木県パブリック・コメント制度実施要綱に基づき実施
②実施日・期間	令和6年12月17日(火)～令和7年1月17日(金)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年1月30日 令和7年2月28日(第81回審査会) 令和7年3月17日(個別点検) 令和7年4月25日(第83回審査会) 令和7年5月23日(第84回審査会) 令和7年6月19日 実施機関から諮問書を受理 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 臨時委員による特定個人情報評価書の個別点検 審議 審議 答申
②方法	栃木県行政不服審査会における審議(第三者点検) 第三者点検は栃木県行政不服審査会委員に臨時委員(情報セキュリティ精通者)を加えて実施
③結果	第三者点検の結果、「県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、重要な変更該当する変更箇所を含め、現時点における再評価を行った結果、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。」との答申を受けた。なお、特定個人情報ファイルの取扱いについて、今後も適正な運用が図られるよう次のとおり意見があった。 1 「県税の賦課徴収等に関する事務 全項目評価書」の中で、リスク対策については十分な対策を講じている旨の評価をしているが、当該評価書に記載されたリスク対策を確実に実行するとともに、今後の要因変化にも十分に対応できるよう、リスク管理の維持、点検及び改善の継続に努めること。 2 クラウド利用への移行に伴い、これまで以上に責任範囲を明確にし、県は委託先に対して情報セキュリティ対策を適切に管理・監督すること。 3 再委託がある場合、県は委託者に対して再委託先及びその下位のサプライチェーンを含む全体の情報セキュリティ対策を要求し、その実施状況を確認すること。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月31日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	経営管理部参事兼税務課長 山西 佳明	経営管理部参事兼税務課長 町田 博志	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
平成28年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
平成29年6月9日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	経営管理部参事兼税務課長 町田 博志	経営管理部参事兼税務課長 菊池 進	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
平成29年6月9日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 別添1 備考	□別添1 ・①申告書等の栃木県自動車整備振興会から栃木県に対する情報の流れは、実線(特定個人情報) ・税務オンラインシステムの委託業者から国税連携システムに対して、実線(システム維持管理)なし ・情報連携関係について、中間サーバ接続端末と団体内統合宛名システムは分けて記載 ・⑮納税証明書(申請・交付)納税者等と栃木県に双方向の点線(その他情報) □備考 ⑮納税者等からの交付申請により、納税証明書を交付する。	□別添1 ・①申告書等の栃木県自動車整備振興会から栃木県に対する情報の流れを、点線(その他情報)に変更。 ・税務オンラインシステムの委託業者から国税連携システムに対して、実線(システム維持管理)を追加。 ・情報連携関係について、中間サーバ接続端末を団体内統合宛名システムに含めて記載 ・⑮納税証明書(申請)と⑯納税証明書(交付)に分けて記載。⑮は納税者等から栃木県に実線(特定個人情報)、⑯は栃木県→納税者等に点線(その他情報)で記載 ⑯の追加に伴い変更前の⑯以降1つ番号繰上がり □備考 ・「⑮ 納税者等から提出された納税証明書交付申請書を受理する。」に変更 ・「⑯⑮に基づき、納税証明書を交付する。」を追加。 追加に伴い変更前の⑯以降1つ番号繰上がり	事後	重要な変更にあたらない変更 (形式的な変更のため)
平成29年6月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目(全ての記録項目) 別添2 4 自動車税 【登録】	特定個人情報ファイル記録項目を記載	特定個人情報ファイル記録項目に「OSSF、最新OSSF」を追加	事前	※が付された項目以外の変更のため事後で足りるもの の任意に事前に提出 【用語の説明】 ・OSSF(オーエスエスフラグ) とは、自動車取得税及び自動車税の申告が自動車保有関係手続きのワンストップサービス(以下、「OSS」という。)を利用して行われたことを表す項目 ・最新OSSFとは、最新の申告がOSSを利用して行われたことを表す項目
平成29年6月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目(全ての記録項目) 別添2	特定個人情報ファイル記録項目を記載	・1 共通に【納付書】を追加 ・3 管理収税及び4 自動車税の【収納】に「収納チャネルC」を追加 ・4 自動車税の【登録】に「WLTC燃費基準C」を追加	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
平成29年6月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	重要な変更にあたらない変更 (法改正による条項番号の繰上り)
平成29年6月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第12号	番号法第19条第13号	事後	重要な変更にあたらない変更 (法改正による条項番号の繰上り)
平成29年6月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第12号	番号法第19条第13号	事後	重要な変更にあたらない変更 (法改正による条項番号の繰上り)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月9日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク3 リスクに対する措置の内容	・業務端末では、電子記録媒体のアクセス制御及びログ取得を行う。また、電子記録媒体は、県税事務所等が所有する媒体に限定するとともに、記録媒体管理簿を作成し媒体の管理を行う。 ・各種会議（所長会議等）の場で、事務外利用の禁止、情報漏えい防止等の情報セキュリティに関する指導を行う。 ・新たに税務職員になった者に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティについて記載したテキストを作成・配付の上、指導を行う。	・業務端末では、電子記録媒体のアクセス制御及びログ取得を行う。また、電子記録媒体は、県税事務所等が所有する媒体に限定するとともに、記録媒体管理簿を作成し媒体の管理を行う。 ・各種会議（所長会議等）の場で、事務外利用の禁止、情報漏えい防止等の情報セキュリティに関する指導を行う。 ・新たに税務職員になった者に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティについて記載したテキストを作成・配付の上、指導を行う。 ・年1回、全税務職員を対象に税務オンラインシステム等のセキュリティに関する自己点検を実施する。	事後	重要な変更にあたらない変更（リスクを明らかに軽減させる変更のため）
平成29年6月9日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	重要な変更にあたらない変更（法改正による条項号番号の繰上り）
平成29年6月9日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転リスク2 リスクに対する措置の内容	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	重要な変更にあたらない変更（法改正による条項号番号の繰上り）
平成29年6月9日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転リスク3 リスクに対する措置の内容	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	重要な変更にあたらない変更（法改正による条項号番号の繰上り）
平成29年6月9日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1 リスクに対する措置の内容	番号法第19条第14号	番号法第19条第15号	事後	重要な変更にあたらない変更（法改正による条項号番号の繰上り）
平成29年6月9日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1⑨	・その内容「平成24年12月25日、栃木県が委託により実施したイベントの開催案内を、受託者が誤って送付先全員の氏名とメールアドレスが表示される状態で計797名に電子メールにて送信したことが判明した。誤送信の事実判明後、該当者へ謝罪し併せて誤送信したメールの削除を依頼した。」 ・再発防止策の内容「再発防止のため、委託先業者に対してテスト配信の徹底と情報セキュリティ対策の強化を指導した。」	・その内容「平成29年1月20日、私立高等学校1校の高等学校等就学支援金に係るファイルを、県内の県立高等学校25校にメールによる誤送信したことが判明した。事実判明後、情報漏えいした私立高等学校の生徒及び家族に対し謝罪するとともに、誤送信した各学校ヘデータ及びメールの削除を依頼し、全ての学校で削除した。」 ・再発防止策の内容「就学支援金に係る業務の見直し及び確認を行い、個人情報が含まれるデータの提供については紙媒体を基本とし、業務上やむを得ない場合のみメールを活用することとした。」 ・メール送信時におけるチェック体制の徹底を図った。 ・個人情報の取扱いの重要性等について、職員への指導を徹底した。」	事後	重要な変更にあたらない変更（※が付された項目以外の変更のため）
平成29年6月9日	Ⅳその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発具体的な方法	＜栃木県（県税の賦課徴収等に関する事務）における措置＞ ・各種会議（所長会議等）の場で、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行う。 ・新たに税務職員になった者に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティについて記載したテキストを作成・配付の上、指導を行う。	＜栃木県（県税の賦課徴収等に関する事務）における措置＞ ・各種会議（所長会議等）の場で、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行う。 ・新たに税務職員になった者に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティについて記載したテキストを作成・配付の上、指導を行う。 ・年1回、全税務職員を対象に税務オンラインシステム等のセキュリティに関する自己点検を実施する。	事後	重要な変更にあたらない変更（リスクを明らかに軽減させる変更のため）
平成29年6月9日	Ⅴ開示請求、問合せ ②請求方法 特記事項	県ホームページに様式・記載例等を掲載予定	県ホームページに様式・記載例等を掲載	事後	重要な変更にあたらない変更（※が付された項目以外の変更のため）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月9日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	栃木県個人情報保護審議会における審議(第三者点検) 第三者点検は栃木県個人情報保護審議会委員5名に臨時委員2名(情報セキュリティ精通者)を加えて実施	栃木県行政不服審査会における審議(第三者点検) 第三者点検は栃木県行政不服審査会委員に臨時委員(情報セキュリティ精通者)を加えて実施	事後	重要な変更(※が付された項目以外の変更のため)
平成29年9月14日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 別添1 備考	□別添1 委託業者(不動産取得税関係)の記載なし □備考 ⑦①～④に基づき個人番号、4情報、賦課情報等を税務オンラインシステムに入力する。	□別添1 ⑦課税情報として、委託業者(不動産取得税関係)から栃木県税務オンラインシステムに対して実線(特定個人情報)を追加 □備考 「⑦④のうち、市町から取得する固定資産税課税情報については、委託業者によりデータ化した上で税務オンラインシステムに取り込む。」を追加。追加に伴い変更前の⑦以降1つ番号繰上り	事前	重要な変更
平成29年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	重要な変更
平成29年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(1)件	(2)件	事前	重要な変更
平成29年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	なし	不動産取得税に係る課税情報電子媒体作成業務	事前	重要な変更
平成29年9月14日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容	②国税庁、他自治体、他部署からの入手 ・国税連携システムによる入手 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から本県までは行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用するとともに、ファイアウォールを設置して通信制御を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムによる入手 通信を暗号化するとともに、システム専用端末において生体認証等による認証を行う。また、本人確認情報を照会した場合は業務端末使用簿、照会結果を印刷した場合は帳票管理簿にその記録を残す。	②国税庁、他自治体、他部署からの入手 ・書面等による入手 他官庁等に出向いて入手する場合、窓口で対面にて收受し記録する。他官庁の職員等が県税事務所等に来所して提出する場合、窓口で対面にて收受し記録する。また、郵送の場合、收受後記録する。 ・国税連携システムによる入手 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から本県までは行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用するとともに、ファイアウォールを設置して通信制御を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムによる入手 通信を暗号化するとともに、システム専用端末において生体認証等による認証を行う。また、本人確認情報を照会した場合は業務端末使用簿、照会結果を印刷した場合は帳票管理簿にその記録を残す。	事前	重要な変更
平成29年9月14日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・税務オンラインシステムの利用者(※)ごとに暗証番号を割り当て、システムへログインする際は暗証番号による認証を行う。なお、利用者ごとにアクセス可能な情報を制限する。 (※)税務課・各県税事務所・自動車税事務所(支所含む)の職員及び補助員 ・税務オンラインシステムの維持管理業務を行う税務課職員及び委託先業者には、別途、個人ごとに共用コンピュータのユーザIDを割り当て、共用コンピュータにログインする際はユーザID及びパスワードによる認証を行う。なお、ユーザIDによりアクセス可能な情報を制限する。	・税務オンラインシステムへのログインは、利用者(※)ごと割り当てた利用者ID、パスワードと装置で読み取る生体認証により行う。なお、利用者ごとにアクセス可能な情報を制限する。また、パスワードの入力を連続して複数回誤った場合は、自動的に当該利用者IDの利用を停止し、なりすましによる不正ログインを防止する。 (※)税務課・各県税事務所・自動車税事務所(支所含む)の職員及び補助員 ・税務オンラインシステムの維持管理業務を行う税務課職員及び委託先業者には、別途、個人ごとに共用コンピュータのユーザIDを割り当て、共用コンピュータにログインする際はユーザID及びパスワードによる認証を行う。なお、ユーザIDによりアクセス可能な情報を制限する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法 (下段に続く)	①発効管理 ・税務オンラインシステムの暗証番号について、年度ごとに職員分の暗証番号は暗証番号表に基づいて、県税事務所等の情報セキュリティ管理者が割り当てを行い、割り当て結果を税務課に報告する。また、補助員分の暗証番号は随時、県税事務所等の情報セキュリティ管理者からの申請に基づき、税務課にて照会権限のみ付与した暗証番号を割り当てる。 ・共用コンピュータのユーザIDについて、年度ごとに情報システム課に共用コンピュータ利用登録申請を行い、許可を得た職員及び委託先業者について、ユーザIDを付与する。	①発効管理 ・税務オンラインシステムのID・パスワードについて、県税事務所等の情報セキュリティ管理者(以下、「県税等管理者」という。)が年度ごとに所属内職員分の申請を行う。申請に対して、税務課のユーザ管理者が利用者ID・初期パスワードの発効を行い、県税等管理者に通知する。県税等管理者は所属内の利用者に対して利用者ID・初期パスワードを配付する。利用者がパスワードの変更及び生体認証情報の登録を実施した後に、税務オンラインシステムを利用可能とする。利用者ID・パスワードの登録・変更については全て書面で記録を残し保管する。また、補助員分のID・パスワードは随時県税等管理者からの申請に基づき、税務課のユーザ管理者にて照会権限のみ付与したID・初期パスワードを発効し、利用者はパスワードの変更及び生体認証情報の登録を行う。 ・アクセス権限の管理は、税務課において承認を受けた者のみが操作可能であり、必要な時のみ割り当てを行う。 ・共用コンピュータのユーザIDについて、年度ごとに情報システム課に共用コンピュータ利用登録申請を行い、許可を得た職員及び委託先業者について、ユーザIDを付与する。	事前	重要な変更
平成29年9月14日	(上段からの続き) Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	②失効管理 ・税務オンラインシステムの暗証番号について、年度末に当該年度使用していた全暗証番号の失効処理を行う。また、年度途中で不要となった暗証番号について、定期的に失効処理を行う。 ・共用コンピュータのユーザIDについて、不要になった場合速やかに情報システム課に報告する(情報システム課で直ちに失効処理を行う)。	②失効管理 ・税務オンラインシステムのID・パスワード及び生体認証について、年度末に職員の人事異動等により使用しなくなったID・パスワード及び生体認証の失効処理を行う。また、年度途中で生体認証により使用しなくなったID・パスワード及び生体認証について、県税等管理者から報告があり次第失効処理を行う。利用者ID・パスワード及び生体認証の削除については全て書面で記録を残し保管する。 ・共用コンピュータのユーザIDについて、不要になった場合速やかに情報システム課に報告する(情報システム課で直ちに失効処理を行う)。	事前	重要な変更
平成29年9月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	税務オンラインシステムの暗証番号について、必ずシステム利用者ごとに割り当てる。また、税務課の担当者は県税事務所等のセキュリティ管理者からの報告に基づいて、暗証番号の割り当て結果が適正かどうか確認を行うとともに、暗証番号管理表を作成し、定期的に当該管理表の確認を行い、不要な暗証番号の失効処理等を行う。	税務オンラインシステムのID・パスワードについて、必ずシステム利用者ごとに割り当てる。また、税務課のユーザ管理者は県税事務所等のセキュリティ管理者からの申請内容が適正かどうかを確認を行う。アクセス権限の登録・変更内容については管理表を作成し、定期的に当該管理表の確認を行う。	事前	重要な変更
平成29年9月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	・契約書に個人情報取扱特記事項を明記している。 ・委託先から業務従事者の名簿を作成・提出させることにより、委託業務に従事する者を把握する。 ・提出された名簿に基づき、情報システム課に申請を行い、許可を得られれば、業務従事者ごとにユーザIDを付与する。なお、委託先には、税務オンラインシステムを利用する際に必要となるID・パスワードは付与しない。 ・委託先の作業場所は庁舎内の委託元が指定する場所に限定する。	・契約書に個人情報取扱特記事項を明記している。 ・委託先から業務従事者の名簿を作成・提出させることにより、委託業務に従事する者を把握する。 (以下は税務オンラインシステム維持管理業務委託に限る) ・提出された名簿に基づき、情報システム課に申請を行い、許可を得られれば、業務従事者ごとにユーザIDを付与する。なお、委託先には、税務オンラインシステムを利用する際に必要となるID・パスワードは付与しない。 ・委託先の作業場所は庁舎内の委託元が指定する場所に限定する。	事前	重要な変更
平成29年9月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	・契約先は栃木県から提供を受けた、または自ら作成・取得した資料等を、栃木県が別に指示したときを除き、業務完了後、直ちに返還または廃棄する。 ・委託先が廃棄する場合、委託先に報告書の提出を求め、確実に廃棄されたことを確認する。	・契約先は栃木県から提供を受けた、または自ら作成・取得した資料等を、栃木県が別に指示したときを除き、業務完了後、直ちに若しくは一定期間経過後に返還または廃棄する。 ・委託先が廃棄する場合、委託先に報告書の提出を求め、確実に廃棄されたことを確認する。	事前	重要な変更
平成29年9月14日	Ⅵ評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成26年12月25日(木)～平成27年1月24日(土)	平成29年5月26日(金)～平成29年6月25日(日)	事後	重要な変更に当たらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月14日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成27年2月6日 実施機関から諮問書を受理 平成27年2月24日(第49回審議会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 平成27年3月24日(第50回審議会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 平成27年4月24日(第51回審議会) 審議 平成27年5月15日 答申	平成29年7月3日 実施機関から諮問書を受理 平成29年7月21日(第6回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 平成29年8月29日(第7回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 平成29年9月8日 答申	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
平成29年9月14日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	第三者点検の結果、「現時点における県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。」旨答申された。 なお、特定個人情報ファイルの取扱いに係る適正な運用が図られるよう次のとおり意見があった。 1 「県税の賦課徴収等に関する事務全項目評価書(案)」の記載の中で、十分な対策を講じている旨の評価をしているリスク対策については、その十分性を持続し、向上していく必要があることから、その継続的な検討に努めること。 2 リスク対策の十分性を持続し、向上していくには、そのためのリスクマネジメントを確実にやっていく必要があることから、個人情報の保護及び情報セキュリティに関する情勢の変化に応じ、リスクマネジメントの手法等に係る必要な見直しを適宜行うこと。 3 県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報の入手、使用及び提供の業務プロセスにおいては、人為的ミスに起因する情報漏えいのリスクを軽減することが重要であり、特定個人情報を取り扱う職員等の教育、啓発に継続して努めること。	第三者点検の結果、「県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、重要な変更に該当する変更箇所を含め、現時点における再評価を行ったところ、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。」との答申を受けた。 なお、特定個人情報ファイルの取扱いについて、今後も適正な運用が図られるよう次のとおり意見があった。 1 「県税の賦課徴収等に関する事務全項目評価書」の中で、リスク対策については十分な対策を講じている旨の評価をしているが、今後も十分性を持続し、更に向上していくよう、継続的なリスク対策の検討に努めること。 2 個人情報の保護及び情報セキュリティに関する情勢や環境の変化によって、リスク対策の十分性が損なわれることが無いよう、適宜リスクマネジメントの手法等に係る必要な見直しを行い、リスクマネジメントを確実にやっていくこと。 3 県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報の入手、使用及び提供の業務プロセスにおいては、人為的ミスに起因する情報漏えいのリスクを軽減することが重要であり、特定個人情報を取り扱う職員をはじめ、税務事務に関わる全ての職員への教育、啓発に継続して努めること。	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
平成30年5月21日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	経営管理部参事兼税務課長 菊池 進	参事兼課長	事後	評価書様式の変更に係る修正
平成31年2月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 別添1 備考	□別添1 委託業者(受信サーバ)の記載なし □備考 ・② 国税庁または他都道府県からeLTAX(地方税ポータルセンタ)を通じて送信された所得税申告書等データを、国税連携システムから紙で出力する。 ・⑥ ②のうち、課税権を有しない者の所得税申告書等データについて、回送処理を行う。 ・⑦ ④のうち、市町から取得する固定資産税課税情報については、委託業者によりデータ化した上で税務オンラインシステムに取り込む。	□別添1 ・委託業者(受信サーバ)を追加 ・②申告データとして、eLTAX(地方税ポータルセンタ)から委託業者及び委託業者から栃木県に対して実線(特定個人情報)を追加 ・⑥回送指示として、栃木県から委託業者に点線(その他情報)を追加 ・⑦申告データとして、委託業者からeLTAX(地方税ポータルセンタ)に対して実線(特定個人情報)を追加 □備考 ・② 国税庁または他都道府県からeLTAX(地方税ポータルセンタ)を通じて送信された所得税申告書等の電子データを、委託先業者のデータセンタに設置された国税連携受信サーバで受信する。当該データを国税連携システムから取得し、税務オンラインシステムに取り込む。 ・⑥ ②のうち、課税権を有しない者の所得税申告書等データについて、回送指示を行う。 ・⑦ ⑥により回送指示を受けた所得税申告書等データについて、回送処理を行う。	事前	重要な変更
平成31年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(2)件	(3)件	事前	重要な変更
平成31年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	なし	地方税電子申告支援サービス(国税連携)の提供に関する業務委託	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	＜栃木県（県税の賦課徴収等に関する事務）における措置＞ ・共用コンピュータ（※）、国税連携システム受信サーバ及び電子記録媒体は、生体認証等による入退室管理を行う部屋に設置する。部屋の入退室は、情報システム課の許可を得た職員及び委託先業者に限定する。 ・共用コンピュータ及び国税連携システム受信サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 （※）情報システム課が設置した汎用コンピュータのこと。税務オンラインシステムは汎用コンピュータを使用する。 ・税務オンラインシステム専用端末（以下、「業務端末」という。）を設置した執務室は施錠管理及び警備を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜栃木県（県税の賦課徴収等に関する事務）における措置＞ ・共用コンピュータ（※）及び電子記録媒体は、生体認証等による入退室管理を行う部屋に設置する。部屋の入退室は、情報システム課の許可を得た職員及び委託先業者に限定する。 ・共用コンピュータへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 （※）情報システム課が設置した汎用コンピュータのこと。税務オンラインシステムは汎用コンピュータを使用する。 ・税務オンラインシステム専用端末（以下、「業務端末」という。）を設置した執務室は施錠管理及び警備を行う。 ＜委託先業者（国税連携システム（eLTAX））における措置＞ ・国税連携システム受信サーバ及び電子記録媒体は、生体認証等による入退室管理を行う部屋に設置する。部屋の入退室は、委託先業者のデータセンタの長の許可を得た者に限定する。 ・国税連携システム受信サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップは遠隔地にある別拠点のサーバのデータベース内に保存される。	事前	重要な変更
平成31年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	＜栃木県（県税の賦課徴収等に関する事務）における措置＞ ・税務オンラインシステムにおいては、一定期間を経過した情報を共用コンピュータから電子記録媒体に退避し、共用コンピュータから削除する。 ・共用コンピュータのディスク交換やハード更改等の際は、契約先において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・電子記録媒体は、保管期間経過後、保存された情報が読み出しできないよう、外部業者による破砕処理または専用ソフトを利用して完全に消去する。 ・リース期間を経過した業務端末については、契約先において、保存された情報が読み出しできないよう、専用ソフトを利用して完全に消去する。 ・申告書等の紙媒体は、保管期間経過後、外部業者による裁断溶解処理を行う。 ・国税連携システムにおいては、操作手引書（国税連携クライアント端末）で定められた手順により、本県の権限がある職員が消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	＜栃木県（県税の賦課徴収等に関する事務）における措置＞ ・税務オンラインシステムにおいては、一定期間を経過した情報を共用コンピュータから電子記録媒体に退避し、共用コンピュータから削除する。 ・共用コンピュータのディスク交換やハード更改等の際は、契約先において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・電子記録媒体は、保管期間経過後、保存された情報が読み出しできないよう、外部業者による破砕処理または専用ソフトを利用して完全に消去する。 ・リース期間を経過した業務端末については、契約先において、保存された情報が読み出しできないよう、専用ソフトを利用して完全に消去する。 ・申告書等の紙媒体は、保管期間経過後、外部業者による裁断溶解処理を行う。 ・国税連携システムにおける特定個人情報の消去は操作手引書（国税連携クライアント端末）で定められた手順により、本県の権限がある職員が実施するため、委託先業者が消去することはない。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事前	重要な変更
平成31年2月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク2 リスクに対する措置の内容	①本人または本人代理人からの入手 法令の規定（手続き・様式等）に基づいて、対象者本人（または代理人）から提出を受ける。 ②国税庁、他自治体、他部署からの入手 ・書面等による入手 国税庁または他自治体は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供をする。 ・国税連携システムによる入手 国税庁から地方税ポータルセンタ（eLTAX）または専用線、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から本県までは行政専用のネットワーク（LGWAN）を利用することで安全を担保するとともに、国税連携受信サーバにおいて、決められた必要な情報しか提供を受け付けないように、システムで制御する。 ・住基ネットによる入手 通信を暗号化するとともに、システム専用端末において、生体認証方式等を導入することにより、入手可能な職員を制限する。	①本人または本人代理人からの入手 法令の規定（手続き・様式等）に基づいて、対象者本人（または代理人）から提出を受ける。 ②国税庁、他自治体、他部署からの入手 ・書面等による入手 国税庁または他自治体は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供をする。 ・国税連携システムによる入手 国税庁から地方税ポータルセンタ（eLTAX）または専用線、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から委託先業者まで及び委託先業者から本県までは行政専用のネットワーク（LGWAN）を利用することで安全を担保するとともに、国税連携受信サーバにおいて、決められた必要な情報しか提供を受け付けないように、システムで制御する。 ・住基ネットによる入手 通信を暗号化するとともに、システム専用端末において、生体認証方式等を導入することにより、入手可能な職員を制限する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク4 リスクに対する措置の内容	①本人または本人の代理人からの入手 県税事務所等に来所して提出する場合、窓口で対面にて收受する。また、郵送の場合、必ず郵便または信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れがないよう、十分に確認の上、県税事務所等に送付する旨を、本県ホームページ等にて案内する。 ②国税庁、他自治体、他部署からの入手 ・書面等による入手 他官庁等に出向いて入手する場合、窓口で対面にて收受し記録する。他官庁の職員等が県税事務所等に来所して提出する場合、窓口で対面にて收受し記録する。また、郵送の場合、必ず郵便または信書便を利用するように伝え、收受後記録する。 ・国税連携システムによる入手 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)または専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から本県までは行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用するとともに、ファイアウォールを設置して通信制御を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムによる入手 通信を暗号化するとともに、システム専用端末において生体認証等による認証を行う。また、本人確認情報を照会した場合は業務端末使用簿、照会結果を印刷した場合は帳票管理簿にその記録を残す。	①本人または本人の代理人からの入手 県税事務所等に来所して提出する場合、窓口で対面にて收受する。また、郵送の場合、必ず郵便または信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れがないよう、十分に確認の上、県税事務所等に送付する旨を、本県ホームページ等にて案内する。 ②国税庁、他自治体、他部署からの入手 ・書面等による入手 他官庁等に出向いて入手する場合、窓口で対面にて收受し記録する。他官庁の職員等が県税事務所等に来所して提出する場合、窓口で対面にて收受し記録する。また、郵送の場合、必ず郵便または信書便を利用するように伝え、收受後記録する。 ・国税連携システムによる入手 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から委託先業者まで及び委託先業者から本県までは行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用するとともに、ファイアウォールを設置して通信制御を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムによる入手 通信を暗号化するとともに、システム専用端末において生体認証等による認証を行う。また、本人確認情報を照会した場合は業務端末使用簿、照会結果を印刷した場合は帳票管理簿にその記録を残す。	事前	重要な変更
平成31年2月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑤ 具体的な対策の内容	＜栃木県（県税の賦課徴収等に関する事務）における措置＞ ・共用コンピュータ、国税連携システム受信サーバ、電子記録媒体の設置（保管）場所は、生体認証等による入退室管理、監視カメラや無停電電源装置の設置、室温管理、免震措置等の対策を講じている。 ・業務端末はディスプレイに表示される情報が来庁者から見えないように措置する。また、業務端末を設置した執務室は施錠管理及び警備を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	＜栃木県（県税の賦課徴収等に関する事務）における措置＞ ・共用コンピュータ及び電子記録媒体の設置（保管）場所は、生体認証等による入退室管理、監視カメラや無停電電源装置の設置、室温管理、免震措置等の対策を講じている。 ・業務端末はディスプレイに表示される情報が来庁者から見えないように措置する。また、業務端末を設置した執務室は施錠管理及び警備を行う。 ＜委託先業者（国税連携システム（eLTAX））における措置＞ ・国税連携システム受信サーバ及び電子記録媒体の設置（保管）場所は、生体認証等による入退室管理、監視カメラや無停電電源装置の設置、室温管理、免震措置等の対策を講じている。 ・機器の故障時は、委託先事業者が迅速に復旧作業を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	事前	重要な変更
平成31年2月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑥ 具体的な対策の内容	＜栃木県（県税の賦課徴収等に関する事務）における措置＞ ・業務端末はウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウイルスパターンファイルを更新するとともに、電子記録媒体のアクセス制御及びログ取得を行う。 ・税務オンラインシステムで利用するネットワークは、外部接続のネットワークと分離した庁内ネットワーク(VPNまたは専用線)を利用する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	＜栃木県（県税の賦課徴収等に関する事務）における措置＞ ・業務端末はウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウイルスパターンファイルを更新するとともに、電子記録媒体のアクセス制御及びログ取得を行う。 ・税務オンラインシステムで利用するネットワークは、外部接続のネットワークと分離した庁内ネットワーク(VPNまたは専用線)を利用する。 ＜委託先業者（国税連携システム（eLTAX））における措置＞ ・業務端末はウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウイルスパターンファイルを更新するとともに、電子記録媒体のアクセス制御及びログ取得を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ② 具体的な内容	<栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置> 自己点検の結果に基づき、評価書について以下の観点により内部監査を実施する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 監査結果を踏まえ、体制や規定を改善する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	<栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置> 自己点検の結果に基づき、評価書について以下の観点により内部監査を実施する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 監査結果を踏まえ、体制や規定を改善する。 <委託先業者(国税連携システム(eLTAX))における措置> 毎年度、委託先業者が情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	事前	重要な変更
平成31年2月28日	全体	サーバー	サーバ	事後	重要な変更にあたらな変更 (「サーバ」と「サーバー」の表記が混在していたため、表記を統一した)
平成31年2月28日	VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成29年5月26日(金)～平成29年6月25日(日)	平成30年10月23日(火)～平成30年11月22日(木)	事後	重要な変更にあたらな変更 (※が付された項目以外の変更のため)
平成31年2月28日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成29年7月3日 実施機関から諮問書を受理 平成29年7月21日(第6回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 平成29年8月29日(第7回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 平成29年9月8日 答申	平成30年11月26日 実施機関から諮問書を受理 平成30年12月14日(第19回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 平成30年12月21日(個別点検)臨時委員による特定個人情報評価書の個別点検 平成31年 2月 4日(第21回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 平成31年 2月13日 答申	事後	重要な変更にあたらな変更 (※が付された項目以外の変更のため)
平成31年2月28日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	第三者点検の結果、「県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、重要な変更」に該当する変更箇所を含め、現時点における再評価を行ったところ、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。」との答申を受けた。 なお、特定個人情報ファイルの取扱いについて、今後も適正な運用が図られるよう次のとおり意見があった。 1 「県税の賦課徴収等に関する事務全項目評価書」の中で、リスク対策については十分な対策を講じている旨の評価をしているが、今後も十分性を維持し、更に向上していくよう、継続的なリスク対策の検討に努めること。 2 個人情報の保護及び情報セキュリティに関する情勢や環境の変化によって、リスク対策の十分性が損なわれることが無いよう、適宜リスクマネジメントの手法等に係る必要な見直しを行い、リスクマネジメントを確実にやっていくこと。 3 県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報の入手、使用及び提供の業務プロセスにおいては、人為的なミスに起因する情報漏えいのリスクを軽減することが重要であり、特定個人情報を取り扱う職員をはじめ、税務事務に関わる全ての職員への教育、啓発に継続して努めること。	第三者点検の結果、「県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、重要な変更」に該当する変更箇所を含め、現時点における再評価を行ったところ、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。」との答申を受けた。 なお、特定個人情報ファイルの取扱いについて、今後も適正な運用が図られるよう次のとおり意見があった。 1 「県税の賦課徴収等に関する事務全項目評価書」の中で、リスク対策については十分な対策を講じている旨の評価をしているが、当該評価書に記載されたリスク対策を確実に実行するとともに、今後も十分性を維持し、更に向上していくよう、継続的なリスク対策の検討と実施に努めること。 2 今般の委託によりリスク対応が改善される面もあるが、委託に伴ってリスクが増える可能性にも留意し、委託先への厳格な管理監督に努めること。 3 ログ確認等の頻度に係る妥当性について継続した検討に努めると共に、監査やログ確認を行っていない期間中、何らかの異常や不正が発生している可能性に十分留意し、リスク対策の実施に努めること。	事後	重要な変更にあたらな変更 (※が付された項目以外の変更のため)
平成31年2月28日	VI評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2014/12/15	2019/2/28	事後	重要な変更にあたらな変更 (※が付された項目以外の変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	参事兼課長	税務課長	事後	評価書の見直しに係る変更
令和2年5月25日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検	<栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置> ・情報セキュリティポリシーに基づき、年1回、情報セキュリティ対策自己点検を実施する。 ・評価書の記載内容については、職員が運用状況を確認し、点検結果を踏まえ運用の問題点を改善する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	<栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置> ・情報セキュリティポリシーに基づき、年1回、情報セキュリティ対策自己点検を実施する。 ・個人情報等の取扱いに関する規程に基づき、年1回、個人情報等の適正な取扱いに関する自己点検を実施する。 ・評価書の記載内容については、職員が運用状況を確認し、点検結果を踏まえ運用の問題点を改善する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	事後	評価書の見直しに係る変更
令和2年5月25日	IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する普及・啓発	<栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置> ・各種会議(所長会議等)の場で、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行う。 ・新たに税務職員になった者に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティについて記載したテキストを作成・配付の上、指導を行う。 ・年1回、全税務職員を対象に税務オンラインシステム等のセキュリティに関する自己点検を実施する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<栃木県(県税の賦課徴収等に関する事務)における措置> ・各種会議(所長会議等)の場で、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行う。 ・新たに税務職員になった者に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティについて記載したテキストを作成・配付の上、指導を行う。 ・年1回、全税務職員を対象に税務オンラインシステム等のセキュリティに関する自己点検を実施する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <情報セキュリティ・個人情報関係(全体)> ・新規採用時に情報セキュリティに関する研修を実施している。 ・特定個人情報の適正な取扱いに関する年間の研修計画を策定し、事務取扱担当者、保護責任者等を対象とした研修を実施している(講義形式、演習形式、eラーニング等)。 ・未受講者に対しては、別途研修を企画し、受講の機会を確保している。	事後	評価書の見直しに係る変更
令和2年5月25日	IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <特定個人情報の取扱いについての検証・見直し> ・自己点検・監査の結果を基に、特定個人情報を取り扱う上で適切なリスク対策が講じられているか検証する。 ・検証の結果、状況の変化等により評価書の内容や特定個人情報の取扱いについて変更する必要がある場合には、特定個人情報保護評価の再実施又は評価書の修正を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて見直しを行い、取扱事務の運用に反映させる。 <特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応(全体)> ・インシデント対応所属が、流出した情報の回収、情報の流出経路の特定、原因究明及び原因への対応等を行う。 ・行政改革ICT推進課が、個人情報保護委員会への報告を行う。	事後	評価書の見直しに係る変更
令和4年3月31日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項及び別表第一の16	事後	「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会に係る根拠規定> ・番号法第19条第7号及び別表第二の28の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条	<情報照会に係る根拠規定> ・番号法第19条第8号及び別表第二の28	事後	「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更及び重要な変更にあたらない変更(法令の改正)
令和4年3月31日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)	①自動車取得税・自動車税 ⑤自動車取得税・自動車税	①自動車税(環境性能割・種別割) ⑤自動車税(環境性能割・種別割)	事後	重要な変更にあたらない変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和4年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託先名	富士通株式会社 栃木支店	富士通Japan株式会社 栃木支社	事後	重要な変更にあたらない変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和4年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	情報システム課	行政改革ICT推進課	事後	重要な変更にあたらない変更(組織改編に伴う課名の変更)
令和4年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②消去方法	・電子記録媒体は、保管期間経過後、保存された情報が読み出しできないよう、外部業者による破砕処理または専用ソフトを利用して完全に消去する。 ・リース期間を経過した業務端末については、契約先において、保存された情報が読み出しできないよう、専用ソフトを利用して完全に消去する。	・電子記録媒体は、保管期間経過後、保存された情報が読み出しできないようフォーマットした上で、職員立ち会いの下、外部業者により物理的に破砕処理することで完全に消去する。 ・リース期間を経過した業務端末については、保存された情報が読み出しできないよう、フォーマットした上で、職員立ち会いの下、物理的に破砕処理することで完全に消去する。	事後	重要な変更にあたらない変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和4年3月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者に(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理	情報システム課	行税改革ICT推進課	事後	重要な変更にあたらない変更(組織改編に伴う課名の変更)
令和4年3月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	情報システム課	行税改革ICT推進課	事後	重要な変更にあたらない変更(組織改編に伴う課名の変更)
令和4年3月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	情報システム課	行税改革ICT推進課	事後	重要な変更にあたらない変更(組織改編に伴う課名の変更)
令和4年3月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事後	重要な変更にあたらない変更(組織改編に伴う組織名の変更)
令和4年3月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事後	重要な変更にあたらない変更(組織改編に伴う組織名の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1－⑨	発生あり	発生なし	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和4年3月31日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④ 個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	自動車取得税及び自動車税	自動車税(環境性能割・種別割)	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和5年2月10日	Ⅰ 基本情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<情報照会に係る根拠規定> ・番号法第19条第7号及び別表第二の28	<情報照会に係る根拠規定> ・番号法第19条第8号及び別表第二の28	事前	重要な変更にあたらない変更 (法改正による条項号番号の繰り下がり)
令和5年2月10日	Ⅰ 基本情報 (別添1) 事務の内容 備考	<収納管理事務> ⑮ 金融機関等を経由して収納データを取得し、税務オンラインシステムに取り込む。 ⑯ 過誤納金がある場合は還付または充当処理を行い、金融機関に還付データを送付するとともに、還付充当通知書を作成し本人に送付する。 ⑰ 納税者等から提出された納税証明書交付申請書を受理する。 ⑱ ⑰に基づき、納税証明書を交付する。 <収税事務> ⑲ 納期限後、一定の期間を過ぎても納付がない場合、督促状、催告書を作成し滞納者に送付する。 ⑳ 滞納者について、官公署や他自治体の実態調査、他自治体や企業等に財産調査を行う。また、国の機関や他自治体からの調査・照会について回答する。 ㉑ 納税催告によっても納付されない場合は、差押え等の滞納処分または納税の猶予措置等を行う。 <名寄せ管理事務> ㉒ 納税通知書等が返戻になった場合等、必要に応じて、税務オンラインシステムの名寄せ情報において保有する4情報、個人番号を住基ネットにより確認を行う。 ㉓ ㉒に基づき、4情報等を税務オンラインシステムに入力する。また、税務オンラインシステムでは4情報、個人番号により、定期的に名寄せ情報の統合処理を行う。	<収納管理事務> ⑮ 金融機関等を経由して収納データを取得し、税務オンラインシステムに取り込む。 ⑯ 過誤納金がある場合は還付または充当処理を行い、金融機関に還付データを送付するとともに、還付充当通知書を作成し本人に送付する。 ⑰ 納税者から公金受取口座の利用意思が表示された場合は、還付に必要な公金受取口座関係情報を照会する。 ⑱ 納税者等から提出された納税証明書交付申請書を受理する。 ⑲ ⑱に基づき、納税証明書を交付する。 <収税事務> ⑲ 納期限後、一定の期間を過ぎても納付がない場合、督促状、催告書を作成し滞納者に送付する。 ㉑ 滞納者について、官公署や他自治体の実態調査、他自治体や企業等に財産調査を行う。また、国の機関や他自治体からの調査・照会について回答する。 ㉒ 納税催告によっても納付されない場合は、差押え等の滞納処分または納税の猶予措置等を行う。 <名寄せ管理事務> ㉓ 納税通知書等が返戻になった場合等、必要に応じて、税務オンラインシステムの名寄せ情報において保有する4情報、個人番号を住基ネットにより確認を行う。 ㉔ ㉓に基づき、4情報等を税務オンラインシステムに入力する。また、税務オンラインシステムでは4情報、個人番号により、定期的に名寄せ情報の統合処理を行う。	事前	重要な変更にあたらない変更 (法令の改正等による特定個人情報の取扱いを新規に追加する場合、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和5年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④ 記録される項目 主な記録項目		その他(口座登録・連携ファイル関係情報)	事前	重要な変更にあたらない変更 (法令の改正等による特定個人情報の取扱いを新規に追加する場合、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和5年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④ 記録される項目 その妥当性		⑤ 公金受取口座関係情報 個人を対象とする過誤納金の還付を行うために保有する。	事前	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和5年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ① 入手元		行政機関・独立行政法人(デジタル庁)	事前	重要な変更にあたらない変更 (法令の改正等による特定個人情報の取扱いを新規に追加する場合、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和5年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④ 入手に係る妥当性		・公金受取口座関係情報は、納税義務者から過誤納金に係る還付金の受取口座とする旨の意思表示があった場合に、法令に基づき、情報提供ネットワークシステム等により入手する。	事前	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・障害者手帳に関する情報及び生活保護受給者情報の入手については、番号法第19条第7号及び別表第二の28の項等に規定される。	・障害者手帳に関する情報、生活保護受給者情報及び公金受取口座関係情報の入手については、番号法第19条第8号及び別表第二の28の項等に規定される。	事前	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和5年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	③収税事務 申告等の情報、国税・地方税に関する情報、本人確認情報を使用して、滞納整理に係る事務を行う。 ④名寄せ管理事務 本人確認情報を使用して、入手または保有する個人番号、4情報の確認を行う。	③収納管理事務 公金受取口座関係情報を使用して、過誤納金の還付を行う。 ④収税事務 申告等の情報、国税・地方税に関する情報、本人確認情報を使用して、滞納整理に係る事務を行う。 ⑤名寄せ管理事務 本人確認情報を使用して、入手または保有する個人番号、4情報の確認を行う。	事後	重要な変更にあたらない変更 (法令の改正等による特定個人情報の取扱いを新規に追加する場合で、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表第一(第9条関係)の16の項において、都道府県知事が個人番号を利用することができる事務として「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」と規定される。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条において、「番号法別表第一の16の項の主務省令で定める事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務とする。」と規定される。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表第一(第9条関係)の16の項において、都道府県知事が個人番号を利用することができる事務として「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」と規定される。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条において、「法別表第一の十六の項の主務省令で定める事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務とする。」と規定される。	事後	重要な変更にあたらない変更 (法改正に伴う更新)
令和6年1月30日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	③収税事務 申告等の情報、国税・地方税に関する情報、本人確認情報を使用して、滞納整理に係る事務を行う。 ④名寄せ管理事務 本人確認情報を使用して、入手または保有する個人番号、4情報の確認を行う。	③収納管理事務 公金受取口座関係情報、本人確認情報及び本県保有情報を突合し、過誤納金の還付を行う。 ④収税事務 申告等の情報、国税・地方税に関する情報、本人確認情報を使用して、滞納整理に係る事務を行う。 ⑤名寄せ管理事務 本人確認情報を使用して、入手または保有する個人番号、4情報の確認を行う。	事後	重要な変更にあたらない変更 (法令の改正等による特定個人情報の取扱いを新規に追加する場合で、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第13号、番号法施行令第26条	番号法第19条第10号、番号法施行令第21条及び第22条	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第13号、番号法施行令第26条	番号法第19条第10号、番号法施行令第21条及び第22条	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②委託先名	富士通Japan株式会社 栃木支社	富士通Japan株式会社 栃木公共ビジネス部	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 1 共通【名寄せ】	ミラー状況C、宛名統合区分C、統合宛名番号		事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 1 共通【名寄せ管理】		ミラー状況C、宛名統合区分C、統合宛名番号	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 1 共通【納付書】	登録データ送付日、収納済データ送付日、収納不可データ送付日、収納停止F	Puf登録D送付日、Puf収納済D送付日、Puf収納不可D送付日、Puf収納停止F、QRコード情報、eLTアップロード情報	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 2課税 (3) 不動産取得税【原票ワーク】		登録番号	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 2課税 (3) 不動産取得税【物件ワーク】		取消F	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 2課税 (7) ゴルフ場利用税【課税期別】		調定件数1	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 2課税 (7) ゴルフ場利用税【課税期別】		調定件数1	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 4自動車税【宛名】		納通返戻調査状況CD、督促返戻調査状況CD	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 4自動車税【登録】		申告事由CD、排ガス年認定区分、用途IDCD、R12年度燃費基準CD、ハイブリッド車CD	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 4自動車税【基本】		種別割判定区分	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 4自動車税【名寄せ更新】		性別C、生年月日	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施	発生なし	発生あり	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容		森林簿に係る個人情報(森林所有者の氏名及び住所1,786人分)を誤って県ホームページ(オープンデータ・ベリーとちぎ)に掲載し、令和3年12月6日(掲載日)から令和4年7月20日(覚知日)まで不特定多数の者が閲覧可能な状態となっていた。 事実判明後、速やかに当該データの公開を停止し、ホームページ上で利用者に対してダウンロードしたデータの削除を呼びかけるとともに、対象となる森林所有者に対して謝罪を行った。	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容		・ホームページ公開用のデータ作成時の個人情報削除漏れが一因であることから、個人情報削除の方法を見直した。 ・チェックシートを用いて、個人情報が確実に削除されていることを複数人で確認することとした。	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 消去手順 リスク3 手順の内容	・リース期間を経過した業務端末については、契約先が庁舎内にて専用ソフトによる消去を行った上で撤去する。なお、契約先にはデータ消去に係る証明書を提出させる。	・リース期間を経過した業務端末については、保存された情報が読み出しできないよう、フォーマットした上で、職員立ち会いの下、物理的に破砕処理することで完全に消去する。なお、契約先にはデータ消去に係る証明書を提出させる。	事後	重要な変更にあたらない変更 (リスクを明らかに軽減させる変更のため)
令和6年1月30日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 別添1 備考	□別添1 電子申告の記載なし □備考 ③ 申告書等に記載された個人番号について、必要に応じて、住基ネットまたは税務オンラインシステムにより真正性の確認を行う。	□別添1 ③電子申告情報として、納税者等からeLTAX(地方税ポータルセンタ)、eLTAX(地方税ポータルセンタ)から委託業者、委託業者から栃木県に対して実線(特定個人情報)を追加 ・eLTAX関係について、既存の国税連携システムに電子申告システムを含めて記載。 追加に伴い変更前の③以降1つ番号繰上がり □備考 「③ 納税者等からeLTAX(地方税ポータルセンタ)を通じて送信された申告書等の電子データを、委託先業者のデータセンタに設置された電子申告受信サーバで受信する。当該データを電子申告システムから確認する。」を追加 追加に伴い変更前の③以降1つ番号繰上がり	事後	重要な変更にあたらない変更 (eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6		①システムの名称 電子申告システム(eLTAX) ②システムの機能 ・電子で申告された県税申告書等データがLGWANを通じて送付される。 ・納税者から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、県税申告書等データを受領する。 ③他のシステムとの連携 [○]その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))	事後	重要な変更にあたらない変更 (eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(住基ネット、国税連携システム)	その他(住基ネット、国税連携システム、電子申告システム)	事後	重要な変更にあたらない変更 (eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	地方税電子申告支援サービス(国税連携)の提供に関する業務委託	地方税電子申告支援サービス(国税連携・電子申告)の提供に関する業務委託	事後	重要な変更にあたらない変更 (eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	国税庁または他都道府県から送信された所得税申告書等データの受信及び管理、他都道府県への回送データの送信に係る機能の提供	国税庁、他都道府県または納税者から送信された申告書等データの受信及び管理、他都道府県への回送データの送信に係る機能の提供	事後	重要な変更にあたらない変更 (eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性		・地方公共団体に対して電子申告システムを通じて申告・申請可能な手続について、申告書等の電子的データの提供を納税者から受けている。	事後	重要な変更にあたらない変更 (eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜委託先業者(国税連携システム(eLTAX))における措置＞ ・国税連携システム受信サーバ及び電子記録媒体は、生体認証等による入退室管理を行う部屋に設置する。部屋の入退室は、委託先業者のデータセンタの長の許可を得た者に限定する。 ・国税連携システム受信サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。	＜委託先業者(国税連携システム・電子申告システム(eLTAX))における措置＞ ・国税連携システム受信サーバ、電子申告システム受信サーバ及び電子記録媒体は、生体認証等による入退室管理を行う部屋に設置する。部屋の入退室は、委託先業者のデータセンタの長の許可を得た者に限定する。 ・国税連携システム受信サーバ及び電子申告システム受信サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。	事後	重要な変更にあたらない変更 (eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	・国税連携システムにおける特定個人情報の消去は操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により、本県の権限がある職員が実施するため、委託先業者が消去することはない。	・国税連携システム及び電子申告システムにおける特定個人情報の消去は操作手引書で定められた手順により、本県の権限がある職員が実施するため、委託先業者が消去することはない。	事後	重要な変更にあたらない変更 (eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜委託先業者(国税連携システム(eLTAX))における措置＞ ・国税連携システム受信サーバ及び電子記録媒体の設置(保管)場所は、生体認証等による入退室管理、監視カメラや無停電電源装置の設置、室温管理、免震措置等の対策を講じている。	＜委託先業者(国税連携システム・電子申告システム(eLTAX))における措置＞ ・国税連携システム受信サーバ、電子申告システム受信サーバ及び電子記録媒体の設置(保管)場所は、生体認証等による入退室管理、監視カメラや無停電電源装置の設置、室温管理、免震措置等の対策を講じている。	事後	重要な変更にあたらない変更 (eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	＜委託先業者(国税連携システム(eLTAX))における措置＞	＜委託先業者(国税連携システム・電子申告システム(eLTAX))における措置＞	事後	重要な変更にあたらない変更 (eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	・国税連携システムの削除対象データについては、システム管理者から許可を得た税務課職員が課内の国税連携システム端末から削除対象を指定することで消去することとし、システム管理者から許可を得ていない職員が誤って消去することのないようにしている。	・国税連携システム及び電子申告システムの削除対象データについては、システム管理者から許可を得た税務課職員が課内の国税連携システム・電子申告システム端末から削除対象を指定することで消去することとし、システム管理者から許可を得ていない職員が誤って消去することのないようにしている。	事後	重要な変更にあたらない変更 (eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	＜委託先業者(国税連携システム(eLTAX))における措置＞	＜委託先業者(国税連携システム・電子申告システム(eLTAX))における措置＞	事後	重要な変更にあたらない変更 (eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年1月30日	Ⅵ評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成30年10月23日(火)～平成30年11月22日(木)	令和5年7月19日(水)～令和5年8月18日(金)	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成30年11月26日 実施機関から諮問書を受理 平成30年12月14日(第19回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 平成30年12月21日(個別点検)臨時委員による特定個人情報評価書の個別点検 平成31年 2月 4日(第21回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 平成31年 2月13日 答申	令和5年10月 5日 実施機関から諮問書を受理 令和5年10月27日(第67回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 令和5年11月14日(個別点検) 臨時委員による特定個人情報評価書の個別点検 令和5年12月22日(第69回審査会) 審議 令和6年 1月12日 答申	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	第三者点検の結果、「県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、重要な変更に該当する変更箇所を含め、現時点における再評価を行ったところ、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。」との答申を受けた。 なお、特定個人情報ファイルの取扱いについて、今後適正な運用が図られるよう次のとおり意見があった。 1 「県税の賦課徴収等に関する事務全項目評価書」の中で、リスク対策については十分な対策を講じている旨の評価をしているが、当該評価書に記載されたリスク対策を確実に実行するとともに、今後も十分性を維持し、更に向上していくよう、継続的なリスク対策の検討と実施に努めること。 2 一般の委託によりリスク対応が改善される面もあるが、委託に伴ってリスクが増える可能性にも留意し、委託先への厳格な管理監督に努めること。 3 ログ確認等の頻度に係る妥当性について継続した検討に努めると共に、監査やログ確認を行っていない期間中、何らかの異常や不正が発生している可能性に十分留意し、リスク対策の実施に努めること。	第三者点検の結果、「県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、平成30(2018)年度の評価以降の変更箇所を含め、現時点における再評価を行った結果、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。」との答申を受けた。 なお、特定個人情報ファイルの取扱いについて、今後も適正な運用が図られるよう次のとおり意見があった。 1 「県税の賦課徴収等に関する事務 全項目評価書」の中で、リスク対策については十分な対策を講じている旨の評価をしているが、当該評価書に記載されたリスク対策を確実に実行するとともに、今後の要因変化にも十分に対応できるよう、リスク管理の維持、点検及び改善の継続に努めること。 2 委託先に対する監督指導を着実に実施するとともに、再委託先についても適切な管理監督に努めること。	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和6年1月30日	VI評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2019/2/28	2024/1/30	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和6年9月9日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表第一(第9条関係)の16の項において、都道府県知事が個人番号を利用することができる事務として「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」と規定される。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条において、「法別表第一の十六の項の主務省令で定める事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務とする。」と規定される。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表(第9条関係)の24の項において、都道府県知事が個人番号を利用することができる事務として「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業譲与税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」と規定される。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条において、「法別表二十四の項の主務省令で定める事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務とする。」と規定される。	事後	重要な変更にあたらない変更 (法改正に伴う更新)
令和6年9月9日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第一の16	・番号法第9条第1項及び別表の24	事後	重要な変更にあたらない変更 (法改正に伴う更新)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月9日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会に係る根拠規定> ・番号法第19条第8号及び別表第二の28	<情報照会に係る根拠規定> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下、「利用特定個人情報の提供に関する命令」という。）第2条の表49の項及び第51条	事後	重要な変更にあたらない変更 （法改正に伴う更新）
令和6年9月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・障害者手帳に関する情報、生活保護受給者情報及び公金受取口座関係情報の入手については、番号法第19条第8号及び別表第二の28の項等に規定される。	・障害者手帳に関する情報、生活保護受給者情報及び公金受取口座関係情報の入手については、番号法第19条第8号、利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表49の項及び同命令第51条に規定される。	事後	重要な変更にあたらない変更 （法改正に伴う更新）
令和6年9月9日	IIIリスク対策（プロセス） 3. 特定個人情報の使用 リスク1	税務オンラインシステムは団体内統合宛名システムとネットワーク接続を行わず、電子記録媒体で連携するため、団体内統合宛名システムに税務オンラインシステムからアクセスすることはできない。	利用者毎にアクセス権限を設定し、事務に必要な範囲の特定個人情報のみにアクセスできるよう制御している。	事後	重要な変更にあたらない変更 （※が付された項目以外の変更のため）
令和7年7月15日	表紙 特記事項		税務オンラインシステムの内容を削除し、県税クラウドサービスの内容に書換	事前	重要な変更にあたらない変更 （※が付された項目以外の変更のため）
令和7年7月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1		税務オンラインシステムの内容を削除し、県税クラウドサービスの内容に書換	事前	重要な変更にあたらない変更 （※が付された項目以外の変更のため）
令和7年7月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	③中間サーバ連携機能 中間サーバまたは中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。	③中間サーバ連携機能 中間サーバまたは中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。 中間サーバに対してデータ取得の要求を行い、他団体において個人番号に紐付く情報を取得する機能。	事前	重要な変更にあたらない変更 （※が付された項目以外の変更のため）
令和7年7月15日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	税務オンラインシステム	県税クラウドサービスデータファイル	事前	重要な変更にあたらない変更 （形式的なシステム名称の変更）
令和7年7月15日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	税務オンラインシステム	県税クラウドサービス	事前	重要な変更にあたらない変更 （形式的なシステム名称の変更のため）
令和7年7月15日	(別添1)	税務オンラインシステムのフロー図等	県税クラウドサービスのフロー図等	事前	重要な変更にあたらない変更 （※が付された項目以外の変更）
令和7年7月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	税務オンラインシステム	県税クラウドサービスファイル	事前	重要な変更にあたらない変更 （形式的なシステム名称の変更）
令和7年7月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月	令和9年1月1日	事前	重要な変更にあたらない変更 （次期税務システム導入に伴う記載の修正）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・国税、地方税に関する情報の入手については、番号法第19条第9号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（以下、「番号法施行令」という。）第22条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（以下、「番号法施行規則」という。）第19条、地方税法第72条の59等に国税庁または他自治体から必要な情報を入手できる旨が規定される。 ・障害者手帳に関する情報、生活保護受給者情報及び公金受取口座関係情報の入手については、番号法第19条第8号、利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表49の項及び同命令第51条に規定される。	・国税、地方税に関する情報の入手については、番号法第19条第10号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（以下、「番号法施行令」という。）第21条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（以下、「番号法施行規則」という。）第19条、地方税法第72条の59等に国税庁または他自治体から必要な情報を入手できる旨が規定される。 ・障害者手帳に関する情報、生活保護受給者情報及び公金受取口座関係情報の入手については、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表49の項及び同命令第51条に規定される。	事前	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和7年7月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	⑤名寄せ管理事務 情報の突合 名寄せ管理事務 情報の統計分析 税務オンラインシステム	⑤あて名管理事務 情報の突合 あて名管理事務 情報の統計分析 県税クラウドサービス	事前	重要な変更該当するが、次期税務システムの導入に伴う形式面の変更であり、リスクを相当程度変動させるものではない変更
令和7年7月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	平成28年1月1日	令和9年1月1日	事前	重要な変更にあたらない変更 (次期税務システム導入に伴う記載の修正)
令和7年7月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1		税務オンラインシステムの内容を削除し、県税クラウドサービスの内容に書換	事前	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和7年7月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		税務オンラインシステムの内容を削除し、県税クラウドサービスの内容に書換	事前	重要な変更
令和7年7月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜栃木県（県税の賦課徴収等に関する事務）における措置＞ ・税務オンラインシステムにおいては、一定期間を経過した情報を共用コンピュータから電子記録媒体に退避し、共用コンピュータから削除する。 ・共用コンピュータのディスク交換やハード更改等の際は、契約先において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	＜栃木県（県税の賦課徴収等に関する事務）における措置＞ ・県税クラウドサービスにおいては、保管期間を過ぎたデータはシステムから消去している。	事前	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和7年7月15日	(別添2)	税務オンラインシステムの特定期間情報ファイル記録項目	県税クラウドサービスの特定期間情報ファイル記録項目	事前	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和7年7月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	税務オンラインシステム	県税クラウドサービスデータファイル	事前	重要な変更
令和7年7月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	税務オンラインシステム	県税クラウドサービス	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	税務オンラインシステム	県税クラウドサービス	事前	重要な変更
令和7年7月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1 目的を超えた紐付け、 事務に必要な情報との紐付けが 行われるリスク 事務で使用するその他のシス テムにおける措置の内容	税務オンラインシステム	県税クラウドサービス	事前	重要な変更
令和7年7月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク		税務オンラインシステムの内容を削除し、県税クラウドサービスの内容に書換	事前	重要な変更
令和7年7月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3 従業者が事務外で 使用するリスク		税務オンラインシステムの内容を削除し、県税クラウドサービスの内容に書換	事前	重要な変更
令和7年7月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託		税務オンラインシステムの内容を削除し、県税クラウドサービスの内容に書換	事前	重要な変更
令和7年7月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転 リスク2 不適切な方法で提 供・移転が行われるリスク	・国税連携システムで提供する特定個人情報について、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 ・国税庁及び他都道府県との連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。	・国税連携システムで提供する特定個人情報について、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 ・国税庁及び他都道府県との連携については、LGWANを用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。	事前	重要な変更
令和7年7月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転 リスク3 誤った情報を提供・ 移転してしまうリスク、誤った 相手に提供・移転してしまうリ スク	・国税連携システムで提供する特定個人情報について、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 ・国税庁及び他都道府県との連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。	・国税連携システムで提供する特定個人情報について、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 ・国税庁及び他都道府県との連携については、LGWANを用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。	事前	重要な変更
令和7年7月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行 われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第19条第15号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事前	重要な変更
令和7年7月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		税務オンラインシステムの内容を削除し、県税クラウドサービスの内容に書換	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		税務オンラインシステムの内容を削除し、県税クラウドサービスの内容に書換	事前	重要な変更
令和7年7月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		その内容及び再発防止策の内容について、◆その2から◆その6を追加	事前	重要な変更に当たらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和7年7月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	税務オンラインシステム	県税クラウドサービス	事前	重要な変更
令和7年7月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容		税務オンラインシステムの内容を削除し、県税クラウドサービスの内容に書換	事前	重要な変更
令和7年7月15日	Ⅳその他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	税務オンラインシステム	県税クラウドサービス	事前	重要な変更に該当するが、次期税務システムの導入に伴う形式面の変更であり、リスクを相当程度変動させるものではない変更
令和7年7月15日	V開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	Tel028-623-2263	Tel028-623-2793	事前	重要な変更に当たらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和7年7月15日	Ⅵ評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和6年1月30日	令和7年7月15日	事後	重要な変更に当たらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和7年7月15日	Ⅵ評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和5年7月19日(水)～令和5年8月18日(金)	令和6年12月17日(火)～令和7年1月17日(金)	事後	重要な変更に当たらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和7年7月15日	Ⅵ評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和5年10月5日 実施機関から諮問書を受理 令和5年10月27日(第67回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 令和5年11月14日(個別点検) 臨時委員による特定個人情報評価書の個別点検 令和5年12月22日(第69回審査会) 審議 令和6年1月12日 答申	令和7年1月30日 実施機関から諮問書を受理 令和7年2月28日(第81回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 令和7年3月17日(個別点検) 臨時委員による特定個人情報評価書の個別点検 令和7年4月25日(第83回審査会) 審議 令和7年5月23日(第84回審査会) 審議 令和7年6月19日 答申	事後	重要な変更に当たらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月15日	Ⅵ評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	第三者点検の結果、「県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、平成30(2018)年度の評価以降の変更箇所を含め、現時点における再評価を行った結果、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。」との答申を受けた。 なお、特定個人情報ファイルの取扱いについて、今後も適正な運用が図られるよう次のとおり意見があった。 1「県税の賦課徴収等に関する事務 全項目評価書」の中で、リスク対策については十分な対策を講じている旨の評価をしているが、当該評価書に記載されたリスク対策を確実に実行するとともに、今後の要因変化にも十分に対応できるよう、リスク管理の維持、点検及び改善の継続に努めること。 2 委託先に対する監督指導を着実に実施するとともに、再委託先についても適切な管理監督に努めること。	第三者点検の結果、「県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、重要な変更に該当する変更箇所を含め、現時点における再評価を行った結果、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。」との答申を受けた。 なお、特定個人情報ファイルの取扱いについて、今後も適正な運用が図られるよう次のとおり意見があった。 1「県税の賦課徴収等に関する事務 全項目評価書」の中で、リスク対策については十分な対策を講じている旨の評価をしているが、当該評価書に記載されたリスク対策を確実に実行するとともに、今後の要因変化にも十分に対応できるよう、リスク管理の維持、点検及び改善の継続に努めること。 2 クラウド利用への移行に伴い、これまで以上に責任範囲を明確にし、県は委託先に対して情報セキュリティ対策を適切に管理・監督すること。 3 再委託がある場合、県は委託者に対して再委託先及びその下位のサプライチェーンを含む全体の情報セキュリティ対策を要求し、その実施状況を確認すること。	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和7年9月18日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長	参事兼税務課長	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和7年9月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 ※	・連絡先等情報 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	・連絡先等情報 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年9月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	①個人番号、その他識別情報、4情報 対象者の特定、名寄せを行うために保有する。 ②4情報、連絡先 対象者との連絡、各種通知書等送付のために保有する。	①個人番号、その他識別情報、5情報 対象者の特定、名寄せを行うために保有する。 ②5情報、連絡先 対象者との連絡、各種通知書等送付のために保有する。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年9月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者(他の都道府県に課税権があるもの)	本県で賦課しない所得税申告者等	事後	重要な変更にあたらない変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和7年9月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法第19条第15号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したものの。	(※2)番号法第19条第16号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したものの。	事後	重要な変更にあたらない変更 (法改正に伴う更新)
令和8年8月31日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	参事兼税務課長	課長	事前	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム2 ②システムの機能	・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき平成23年1月から所得税申告書等の電子的データ(以下、「所得税申告書等データ」という。)の送付が国から地方団体へ開始された。 ・国税庁にe-TAXまたは書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(以下、「LGWAN」という。)を通じて送付される。 ・国税連携システムの主な機能は次のとおりである。 ①国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 ②地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。	(末尾に③を追加) ・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき平成23年1月から所得税申告書等の電子的データ(以下、「所得税申告書等データ」という。)の送付が国から地方団体へ開始された。 ・国税庁にe-TAXまたは書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(以下、「LGWAN」という。)を通じて送付される。 ・国税連携システムの主な機能は次のとおりである。 ①国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 ②地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。 ③国税・地方団体間の照会・回答業務を行う。	事前	評価書の見直しに係る修正
令和8年8月31日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	国税庁・他都道府県または納税者から送信された申告書等データの受信及び管理、他都道府県への回送データの送信に係る機能の提供	(文中に「、国税庁との照会回答業務」を追加) 国税庁・他都道府県または納税者から送信された申告書等データの受信及び管理、他都道府県への回送データの送信、国税庁との照会回答業務に係る機能の提供	事前	評価書の見直しに係る修正
令和8年8月31日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	・国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき所得税申告書等の電子的データの提供を国税庁から受けている。 ・地方公共団体に対して電子申告システムを通じて申告・申請可能な手続について、申告書等の電子的データの提供を納税者から受けている。	(末尾に1行追加) ・国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき所得税申告書等の電子的データの提供を国税庁から受けている。 ・地方公共団体に対して電子申告システムを通じて申告・申請可能な手続について、申告書等の電子的データの提供を納税者から受けている。 ・国と地方団体の事務効率化を図るため、各種照会・回答業務を行う。	事前	評価書の見直しに係る修正